

今後の人権行政のあり方について
(答申)

平成19(2007)年12月

大阪市人権施策推進審議会

平成19年12月11日

大 阪 市 長
關 淳 一 様

大阪市人権施策推進審議会
会 長 中川 喜代子

今後の人権行政のあり方について（答申）

平成18年12月1日、大市民第1137号によって諮問のあった「今後の人権行政のあり方」について、本審議会は慎重に審議を重ね、この程結論を得るに至ったので、ここに答申します。

目 次

はじめに 1

1 大阪市の人権行政はどうあるべきか 3

(1) 人権とは

(2) 人権行政とは

(3) 大阪市のめざすべき人権行政とは

「人権が尊重されるまち」とは

国際人権都市として世界に誇れる人権尊重のまちづくりに向けて

(4) 人権行政の課題

(5) 今後の人権行政の基本的な方向

人権尊重を基本とした行政運営・担い手づくり

透明性・公平性・公正性の確保

人権教育・啓発及び人権相談・救済の推進

市民の参画と協働の推進

評価・検証による実態に即した施策への改善と計画的な人権行政の推進

2 今後、人権行政にどのように取り組むべきか 10

(1) 大阪市が主体的に推進すべきもの

人権の視点に立った行政運営

広聴・広報・情報公開

ア 広聴

イ 広報

ウ 情報公開

人権教育・啓発

人権相談・救済

職員等の研修

(2) 大阪市が市民と協働して推進すべきもの

ネットワーク・交流の促進

市民活動に対する支援

ア 活動や交流の機会・場の提供

イ 協働事業の推進

ウ リーダー養成の支援

(3) 評価・検証による施策の改善

実態把握

施策の分析による効果測定と職員自己点検

評価・検証の指標づくり

3 人権行政を推進するための枠組み 19

(1) 推進体制

推進の中核を担う部署の責務および充実・強化

人権施策推進本部の充実・強化

審議会の充実・強化と施策の是正・改善勧告にかかる制度の構築

(2) 実現に向けた計画およびスケジュール

(3) 関係機関等との連携・働きかけ

おわりに 22

答申の体系イメージ図 23

- 参考資料 -

- 資料1 人権行政のあり方に関する意見募集の結果について(概要) . . . 24
- 資料2 人権の概念と人権行政における横断的視点(イメージ図) 46
- 資料3 施策の是正・改善勧告にかかる制度の参考資料 48
- 資料4 諮問書(平成18年12月1日付け大市民第1137号) . . . 55
- 資料5 大阪市人権施策推進審議会委員・専門委員名簿、
今後の人権行政のあり方検討部会名簿、
「今後の人権行政のあり方」答申起草委員会名簿 57
- 資料6 審議経過 59

はじめに

昨年、大阪市は、飛鳥会にかかわる事件や芦原病院問題など、同和行政をめぐる一連の問題が表出し、メディアにも大きく取り上げられ、市民から厳しい批判を浴び、信頼を著しく損ねることとなりました。そして、この間、大阪市が進めてきた一連の市政改革のなかで関連事業等の見直しがなされ、この見直しを契機として、時代に即した実効性のある人権行政を推進していくため、本審議会が「今後の人権行政のあり方について」諮問を受けたものと考えます。

大阪市は、これまで同和問題の解決に取り組み、かつての生活環境の劣悪な状況は基本的に解消されるなど、大きな成果を挙げました。一方で、「地対財特法」期限後、同和行政の成果を無にしないという視点で、一般施策をもって取り組んできましたが、一部の事業において透明性・公平性・公正性が欠如していたことについては反省を求めなければなりません。

しかしながら、これまでの同和行政への批判が、人権が尊重される社会の実現という理念とそれに基づく取組みを停滞させることにつながってはなりません。そのためにも、今、大阪市における今後の人権行政のあり方を提示することは極めて重要であると考えます。

したがって、本審議会では、同和行政の功罪から学んだことを十分に踏まえ、市民からの賛同と協力が得られるよう、透明性・公平性・公正性が確保された新しい人権行政について検討しました。

諮問趣旨にもあるように、「昨今の社会状況の変化を背景として、本市においても、高齢者虐待、児童虐待、いじめ、ドメスティック・バイオレンスなど深刻な人権侵害が生起しており、また、未だに、結婚や就職などに際して、差別意識が残っていると危惧される事件なども生じて」いることもまた厳しい現実です。

家族の機能が衰退し、地域社会の崩壊が進みつつある現代社会において、これらの問題を解決するため、個別の対処・方策が必要であることはいうまでもありませんが、総合的な視点からの取組みが展開されない限り、根本的な解決を図ることは困難です。大都市に顕著にみられるこれらの問題が拡大してしまう前に、信頼を基盤とした豊かな人間関係によって築かれた人権尊重のまちづくりの取組みを、市民と行政とが協働して進めなければならないと考えます。

本審議会では、人権問題の解決にあたり、これらの課題ごとの施策を推進することが重要であることは十分認識しつつ、新たな人権行政の枠組みを考えるうえで、人権問題が複雑・多様化している状況に鑑み、それらの問題を横断的な視点で捉える必要性、人権問題を固定化するのではなく、すべての人にかかわる問題として捉える必要性があるとの結論に達しました。したがって、本答申では、個別の人権課題には言及せず、審議を進めました。

審議にあたっては、今後の人権行政のあり方に関して、市民や団体のみなさんへの意見募集を行い、意見反映に努めたところであり、これらの生の声も活かし、まとめあげたのが本答申です。

本答申では、人権行政の理念や課題を踏まえ、今後の人権行政の基本的な方向として、人権尊重を基本とした行政運営・担い手づくり 透明性・公平性・公正性の確保 人権教育・啓発及び人権相談・救済の推進 市民の参画と協働の推進 評価・検証による実態に即した施策への改善と計画的な人権行政の推進を提起しています。つぎに、今後の取組みを「主体的に推進すべきもの」と「市民と協働して推進すべきもの」の二つに分けて述べ、そのうえで、実態を把握し評価・検証するとともに、その結果を活かして施策を改善する仕組みについて提示しています。これらを踏まえ、推進体制と計画、スケジュールなどの枠組みについて示し、着実に人権行政を推進するよう提言しました。

今後、大阪市においては、本答申をもとに、早急に推進計画の策定等に着手し、より一層、人権尊重のまちづくりに向けて取り組まれることを強く要請します。

最後に、本答申をまとめるにあたり終始熱心にご審議をいただいた委員及び専門委員のみなさん、また、貴重なご意見をお寄せいただいた市民や団体のみなさんをはじめ多くの方々に心から感謝いたします。

平成19(2007)年12月

大阪市人権施策推進審議会
会長 中川 喜代子

1 大阪市の人権行政はどうあるべきか

「21世紀は人権の世紀」という言葉には、戦争や地域紛争、環境破壊などが起こり、人間の尊厳と人権が侵され続けてきた20世紀の反省から、「21世紀こそは、平和で、地球環境が保護され、人権がまもられる世紀にしたい」との人びとの願いが込められています。

今や人権の擁護と促進の取組みは、国際的な潮流であり、責務でもあります。国においても、人権に関する国際的諸条約の署名・批准、法的整備などが進められ、また、大阪市のにおいても、「人権行政基本方針」の策定、「人権尊重の社会づくり条例」の施行、そして、さまざまな施策が実施されています。しかしながら、すべての人びとの人権が擁護される平和で豊かな社会の実現は、いまだ道半ばといえます。

本答申において、今後の人権行政のあり方について具体的に述べる前に、まず、「人権とは何か」「人権行政とはどういう行政か」を明らかにし、「人権行政が目標とする『人権が尊重されるまち』とはどういうまちか」など、大阪市のめざすべき人権行政についての考え方を示します。

(1) 人権とは

人は、一人ひとりが、等しく「かけがえのない」「尊い」「大切な」存在であり、人権は、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものです。

人権とは、安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、自由に意見を言う権利、仕事を自由に選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらに持っている基本的で具体的な権利です。

人権は、すべての人が等しくもつ権利であるため、自分の権利の濫用によって他の人の人権を損なうような場合には制約されることがあっても、それ以外には制約を受けることはありません。

日本国憲法は、基本的人権の尊重を、国民主権、恒久平和とともに、三大原則として大きく掲げています。また、日本は、国連総会で採択された国際的人権基準にも賛成し、その実現の責務を負っています。

大阪市も、これらに基づいて、人権を擁護し、さらに発展させていく責務があります。

国際的人権基準・国連総会で採択された世界人権宣言を出発点とし、諸国が護るべき人権基準を国際的に設定したもの。日本を含む世界各国が賛成した条約や決議などの総称。

(2) 人権行政とは

「大阪市人権行政基本方針」において定義しているように、「人権行政とは市政において日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、すなわち行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくこと」です。

(3) 大阪市のめざすべき人権行政とは

大阪市は、西日本最大の都市として、多くの人々が住み、働き、集い、出会い、学び、育ち、交流する都市です。利便性や多様性に富んだ魅力ある大都市である反面、さまざまな都市問題が生じ、家族や地域の機能の衰退、住民構成の多様化など、今日の日本全体にみられる諸現象が典型的にかつ顕著にみられます。

少子高齢化が急速に進み、ひとり暮らしの高齢者が今後も増えていく傾向にあり、ひとり親家庭も増加し、外国籍住民も増加・多様化しています。また、経済・社会構造の変化などに伴い、不安定就労も増大傾向にあり、高齢者虐待や児童虐待、外国籍住民に対する処遇、ワーキングプアの問題など、暮らしをしていくうえで生じる人権課題も顕在化しているといえます。

このような大都市である大阪において人権行政を推進するためには、さまざまな人権課題の的確な把握と、「人権が尊重されるまち」とはどのようなまちなのか、めざすべき将来像への共通認識が必要です。

「人権が尊重されるまち」とは

「人権が尊重されるまち」とは、「大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち」であり、「差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち」です。

国際人権都市として世界に誇れる人権尊重のまちづくりに向けて

大阪には、人情味溢れる気風、人間関係を大切にする伝統があります。大阪市はこれを引き継ぎ、不断の努力を惜みず、多様な市民と協働し、国際人権都市として世界に誇れる人権尊重のまちづくりに向けて取り組まなければなりません。

国際人権都市・・・日本国憲法に基づき、国際的人権基準に沿って、人権の擁護と促進を図ることをめざす開かれた都市。

(4) 人権行政の課題

本答申の策定に向けての審議の参考とするため、広く市民に対し、人権行政のあり方に関する意見を募集しました。(資料1参照)

審議会では、いただいた意見を参考にして、大阪市の人権行政の課題を整理するとともに、それぞれの課題に対して、今後、どのように対応していくべきかをまとめました。

人権行政は総合行政であり、横断的な視点から、社会全体に生起している諸課題を見極め、市総体として解決を図ることが重要である。さまざまな人権課題に対する施策を今後とも積極的に推進するとともに、「縦割り行政」の弊害をなくし、新たな人権課題への対応も含め、すべての施策に人権尊重の視点が貫かれるよう努める必要がある。

市民からの意見

- ・ 日常生活全般の中での人権に広く視点を向けて、福祉、教育、社会保障、特に虐待、過労働、介護、医療、住まいに関する問題等、幅広く捉えることが必要である。
- ・ これまで取り組んできた先進的な事業や社会資源について必要性や重要性を十分勘案し、普遍化すべき取り組みについては、市全域に展開すべきであるが必ずしもなされていない。
- ・ 新しい人権課題への政策提案が立ち遅れている。
- ・ さまざまな人権に関わる課題について、制度的に脆弱だが高いニーズのある事業への独自策を打ち出せていない。
- ・ 行政の行う事務は、そのすべてが実質的には人権行政であると考えられるが、現状においては、職員にその意識がかけられており、また行政独特の縦割りの問題がある。
- ・ 人権行政を個々の人権問題を解決する施策を含んだトータルなものとして構築すべきである。

人権行政を進めるにあたっては、人権尊重の視点で業務に積極的に取り組む職員の育成が必要であり、そのため職員一人ひとりの人権意識の向上を図ることが重要である。

市民からの意見

- ・ 職員全体の人権感覚の向上、人権課題と当事者の現状を的確に把握できる感覚を身につけない限り問題の解決には至らない。
- ・ 前例主義で新しい試みへの積極性に欠け、縦割り行政からの脱却ができない職員が少なくない。

人権行政の推進にあたって、施策の透明性・公平性・公正性を確保しなければならない。
また、施策の必要性・妥当性について、市民の意見や批判に耳を傾け、理解・協力を得られるよう広聴・広報活動と情報公開を積極的に行う必要がある。

市民からの意見

- ・ 人権行政といっても、どのような取組みをしているのか情報が少ない。こちらで調べないとわからない。
- ・ 市民が評価を行ううえでの事業等の成果・効果の資料化及び情報公開が不足し、透明性の確保に欠けている。
- ・ 政策決定手続きの透明性が欠如し、中にはその役割を終えたにもかかわらず継続した事業もあり、真に市が主体性を確保しているとは言い難い偏った施策で、本来の人権行政とかけ離れている。

これまで大阪市は批判的な意見を聴取することに消極的であったが、課題を解決するため、当事者を含む市民の意見に真摯に耳を傾け、実態に学ぶことが重要である。

意見が衝突した際には、行政が主体性をもって法令を遵守し、人権尊重の視点で対応することが求められる。

市民からの意見

- ・ 当事者の声にちゃんと耳を傾けて当事者に学ぶ姿勢がない。
- ・ 一部の団体に偏って意見を聞く傾向があり、幅広く意見を聞く姿勢に欠ける。
- ・ 市民と人権施策についての意見聴取だけでなく、意見交換をし、批判的な意見も積極的に受け入れ、施策に反映することが重要である。

人権尊重のまちづくりは、行政だけで可能となるものではなく、市民の参画・協力は必要不可欠である。市民と行政がそれぞれの役割を分担し、互いに補完しあう対等な協働関係を構築することが必要である。

市民からの意見

- ・ 人権を大切に作る社会を作るためには行政の力だけでは難しく、市民一人ひとりのネットワークづくりから始めることが大切で、その主役になるのは、市民だと思う。
- ・ 人権を守り促進する主体は市民であり、行政は市民が活動しやすい環境を整えるべき。
- ・ 協働についての明確なミッションをもつ、必要な情報の共有化、対等な協働のための理念の一致と相応の予算を要するという認識の徹底が必要である。

市民の人権意識は高まっているものの、実際の生活の場で行動に結びついていない現状を踏まえ、人権の擁護と促進のため、現実の社会で生じる問題に対応できるような力が身に付く人権教育・啓発に力点をおくことが必要である。

市民からの意見

- ・ 生活や職場での意識の変革が必要であるのに、現状の人権啓発事業はニーズとマッチしておらず、不満や物足りなさを感じている。
- ・ 各々が人権意識を高め積極的に取り組むことで、安心できる楽しい社会を築けるよう、他人事でなく自分のことに置き換えて考えていくことが市民の役割。

人権問題が複雑・多様化する中、人権が侵害された場合、具体的に、誰の、どの権利が侵害されたかを明らかにし、被害の救済につなげていくため、人権侵害に対する専門的で総合的な人権相談機能の充実が必要である。

市民からの意見

- ・ さまざまな人権問題の相談窓口を明確にし、専門性・総合性を持つ相談機能を確立すべき。
- ・ 人権侵害における被害の救済制度や問題解決に向けた支援への取組みが不十分である。

時代の変化に即した効果的な人権施策を実施するため、大阪市の人権課題と施策の現状について実態を把握、分析し、改善を図るといった実効性のある多角的な評価・検証の仕組みが必要である。

市民からの意見

- ・ 人権に関わるデータや実態を把握し、客観的な視点で分析、情報を公開すること。
- ・ 日常的に人権行政の推進という視点からの市民や団体の意見を吸収するシステムが求められている。
- ・ 人権行政を推進するにあたり、その推進具合をチェックしたり、軌道修正する第三者機関が必要である。
- ・ 議会や議員が中心になって人権に関するチェックを行うべき。

(5) 今後の人権行政の基本的な方向

これまで、大阪市の人権行政のあるべき姿を浮き彫りにするため、「人権」「人権行政」「大阪市のめざすべき人権行政」について述べ、広く市民からいただいた意見を参考にし、大阪市の人権行政の課題をまとめてきました。こうした人権行政の理念、定義、将来像、課題を踏まえ、今後、大阪市が人権行政を進めていくためにとるべき基本的な方向をつぎの5つの点に絞り込みました。

人権尊重を基本とした行政運営・担い手づくり

大阪市は、「人権が尊重されるまち」を実現するため、人権を擁護する立場で、人権尊重を基本とした総合的な行政運営を行う責務があり、行政による権限の濫用は許されません。

そのため、さまざまな人権課題に対しては、課題ごとに、解決に向けた施策を積極的に推進することが重要であり、それとともに、全庁的な体制で横断的な視点に立って課題の解決を図る必要があります。(資料2参照)

また、事業をはじめとした行政運営を行うにあたっては、国連のグローバルコンパクトなども参考にして、大阪市が率先して事業者としての社会的責任を果たすとともに、関係する事業者等の人権に対する姿勢や取組みを考慮する仕組みについても検討し、人権尊重の気運が社会全体に広がっていくよう取り組むことが必要です。

さらに、人権尊重を基本とした行政運営を進めるためには、大阪市のすべての職員が、人権尊重の視点から業務を遂行する担い手としての自覚をもつことが肝要であり、人権行政を推進するにふさわしい人材育成を図るべきです。

グローバルコンパクト・・・

平成12(2000)年7月、国連が提唱した企業の自主行動原則で、参加する世界各国の企業が、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野で世界的に確立された10原則を支持し、実践するよう努めるプログラム。

透明性・公平性・公正性の確保

市民から幅広く意見を聴取すること、市民に対して積極的な情報提供・情報公開に努めること、法令を遵守すること、そして施策が適切かどうかを検証することは市政の運営にあたって極めて重要なことです。

こうしたことに真摯に取り組むことにより、人権行政の透明性、公平性、公正性を確保しなければなりません。

人権教育・啓発及び人権相談・救済の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「大阪市人権教育・啓発推進計画」に基づいて、「普遍的な視点から人権を理解するとともに、身近な生活のなかにある具体的な人権問題を理解し、態度や行動に結びつく人権教育・啓発」を、継続的かつ戦略的に推進することが必要です。

また、行政の役割は、人権が侵害されないような環境づくりに努めること、そして、人権が侵害された場合に適切な救済を図る仕組みを構築することです。さまざまな人権侵害を的確かつ早期に発見するとともに、複雑・多様化する人権問題に対応するため、現在の相談ネットワークをより幅広く充実させるなど、人権侵害に対する救済を可能にする相談機能・支援機能の充実・強化を図るべきです。

市民の参画と協働の推進

人権行政を推進するにあたって、市民の参加・参画、市民との協働は不可欠であり、人権尊重のまちづくりのために、市民・当事者が政策形成の段階から参加・参画し、提言できるような機会や場の提供に努める必要があります。

また、市民活動の持続的な基盤の確立を支援するための制度的な枠組みづくりも必要です。

ただし、市民の参加・参画と協働を進める際には、市民と行政はそれぞれの立場・役割をもつものであることを踏まえ（非同一性）、対等な立場でお互いの強みを発揮し、かつ検証しあい（対等性）、特定の課題解決に要する期間の中で（時限性）協働関係を築く、という原則をまもるべきです。

評価・検証による実態に即した施策への改善と計画的な人権行政の推進

大阪市における人権課題や施策の状況についての実態を的確に捉え、施策を評価・検証することにより、社会や時代の変化に応じたより効果的な人権施策に改善し、実施する仕組みが必要です。また、国の施策が実態にそぐわないと認められる場合には、市民に身近な地方自治体として、国へ強く要望するなど積極的に働きかける必要もあります。

そして、もっとも大切なことは、展望をもった計画を策定し、着実に人権行政を推進することであり、大阪市は、この答申を真摯に受け止め、施策を具体化する必要があります。

2 今後、人権行政にどのように取り組むべきか

ここでは、「大阪市の人権行政はどうあるべきか」を踏まえ、「今後の人権行政の基本的な方向」に対応する形で、大阪市として具体的に取り組むべきことをまとめています。

まず、「大阪市が主体的に推進すべきもの」と「大阪市が市民と協働して推進すべきもの」の2つの側面に分けて記載し、つぎに、「評価・検証による施策の改善」について述べています。

いずれの取組みも重要であり、大阪市として着実に実施することを要請しますが、「大阪市が主体的に推進すべきもの」は行政の責務として、当然なすべきことであり、本答申では、「市民との協働」と「評価・検証による施策の改善」に特に力点を置いています。

(1) 大阪市が主体的に推進すべきもの

人権の視点に立った行政運営

人権とは、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障される権利であり、日本国憲法に基づき、国際的人権基準に沿った人権の擁護と促進は大阪市の責務であることを正しく認識し、人権の視点がすべての施策に貫かれる行政運営を推進する必要があります。

そのため、さまざまな人権課題に対する個々の取組み（男女共同参画に関する取組み、高齢者・子ども・障害のある人・外国籍住民をめぐる課題に関する取組み、同和問題に関する取組み、野宿生活者・HIV感染者・ハンセン病回復者・犯罪被害者等をめぐる課題に関する取組みなど）は、法律・計画等を踏まえ、答申・提言を尊重し、積極的に推進しなければなりません。また、総合行政である人権行政を進めるにあたっては、縦割りでない牽引力が発揮できるよう強力な推進体制を再構築する必要があり、横断的な視点に立って、人権課題の解決に向け方策を検討するとともに、新たに生じてくる人権課題について、各局・各区が連携して迅速・適切な対応を図るべきです。

さらに、さまざまな製品の購入や業務委託などにあたっては、大阪市が事業主として、人権や労働、環境などの社会的課題に対する関係先の姿勢や現状を考慮する仕組みについて検討することも必要です。

広聴・広報・情報公開

幅広い市民の声を市政に反映するための広聴機能、市民が社会へ参加・参画しようとする際に疎外されないよう必要な情報を届ける広報機能の充実を図るとともに、透明性の確保を図るため積極的な情報公開を進めるべきです。

ア 広聴

人権課題を解決するためには、当事者を含む市民の意見に真摯に耳を傾け、実態に学ぶという姿勢が重要であり、幅広く市民からの意見・批判・提案を積極的に聴取する必要があります。

広聴は、単なる意見聴取ではなく、市民ニーズを的確に把握し、市民の声を市政に具体的に反映することが重要です。

イ 広報

市政に関する情報をわかりやすい形で幅広く浸透させるよう、メディアを活用するなど積極的な情報提供に努めるとともに、とりわけ、情報が必要であるにもかかわらず情報を得ることが困難な市民に対する情報伝達のあり方について、さらに工夫するべきです。

また、市民一人ひとりが人権尊重のまちづくりに参加・参画する気運を醸成するため、人権の擁護と促進に関するさまざまな活動について、情報の収集や発信に努めるべきです。

ウ 情報公開

市政運営の透明性を高め、市民の市政への参加・参画を推進し、市民の理解と信頼を確保するために、より積極的に情報公開を行うべきです。

今後は、人権行政の進捗状況等を定期的に公表し、市民との情報の共有化に努めるべきです。

人権教育・啓発

市民が、まず自らの有する権利を知り、人権を自らの問題、身近な問題として捉えられるような取組みを進めるとともに、「人権教育のための世界計画」をはじめとする国連における人権の擁護と促進の取組みなど、国際的な流れに沿って、人権教育・啓発を推進することが必要です。

人権尊重のまちづくりへの市民の関心を高めるために、啓発の内容・テーマ・方法については、行政が把握している人権侵害の実態等から見出される具体的な問題について積極的に取り上げる必要があります。また、啓発が啓発で終わることなく、日常生活の中で態度や行動へ結びつけられるよう、NPO、企業、メディアなどとも連携し、一層の工夫を図る必要があります。

これらの人権教育・啓発の推進にあたっては、市民組織である市・区人権啓発推進協議会等と連携して、地域住民の意見を反映したさまざまな啓発事業を実施するとともに、地域の人権啓発の担い手である人権啓発推進員の育成を図り、積極的に活用することにより、区役所を中心として地域に根づいた啓発を行うべきです。

また、学校教育においては、今後も、一人ひとりの子どもが、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を培い、自他の人権をまもり発展させる実践力を育成する人権教育を推進する必要があります。そのためには、人権尊重の視点に立った学校づくりや人権教育に関する教員研修の機会が不可欠です。

さらに、企業も社会を構成する「企業市民」として環境の保護・人権の擁護など果たすべき役割があるとの観点から、企業における人権啓発や人権研修などに対して支援を行う必要があります。

人権相談・救済

人権侵害は未然の防止が最重要で、行政としてはまずこれに全力を尽くすべきです。

しかしながら、不幸にして人権が侵害された場合は、これを早期に発見し、早急に適切な救済を図らなければなりません。

そのためには、地域で活動する人権啓発推進員等との協力による早期発見の取組みを進めるとともに、市の人権にかかわる相談の窓口で、誰の、どのような権利が侵害されたのかを、具体的かつ的確に把握する必要があります。

人権問題が複雑・多様化するなかで、広範な人権侵害に対し、迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていくためには、まず、現在行っている相談窓口の相談員の一層の資質の向上、相談機能の充実・強化が必要です。そして、侵害を受けている人たちへの各種支援の充実・強化が求められています。また、直接支援が困難な場合は、専門機関や人権擁護活動に取り組んでいる団体（NPO含む）とのネットワークの活用による支援・救済への道をつなげておくことも大切です。

さらには、行政の立場で、人権侵害の被害者に時間的、経済的負担をかけないで救済を申し立てることができる機関の設置等も検討課題として調査を開始すべきです。

職員等の研修

今後の人権行政の成否は、職員一人ひとりの意識と姿勢、行動によるところが大きいといえます。

「人権尊重の視点から業務を遂行すること」を、職員に求められる基本的な資質と位置づけて、人権行政の担い手としての自覚と責任をもった職員の養成が必要不可欠です。

したがって、業務に応じた研修プログラムの充実などにより、人権行政を担うことのできる優れた能力と、積極的に推進していく意欲に溢れた職員を育成すべきです。

特に、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」で「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者」とされる教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員等に対する研修は不可欠です。また、管理職や窓口職員等、その職務ごとに、ニーズにあった適切な研修を計画的に実施するとともに、職員自らも、人権意識の向上を図るべく、常に研鑽することが期待されます。

(2) 大阪市が市民と協働して推進すべきもの

人権行政が目標とする人権尊重のまちづくりは、行政だけで可能となるものではなく、市民の参加・参画、そして協力が必要不可欠です。市民と行政がそれぞれの役割を分担し、互いに補完しあう対等な協働関係を構築することが必要です。

人権尊重のまちづくりのために、行政と市民、そして市民相互のネットワークを拡充し、交流を促進するとともに、さまざまな市民活動への支援が必要です。

ネットワーク・交流の促進

市民のニーズに応じて臨機応変な活動ができる特性をもった「市民活動」は、人権尊重のまちづくりの原動力です。

これまで、公平・調和・自治といった特性をもつ地域住民の組織と、多様・有志・専門性といった特性をもつNPO等の組織は、地域社会の一員として、さまざまな課題について自主的な取組みを行っています。

企業もまた、企業活動のあらゆる面で人権問題や環境問題にかかわり「企業の社会的責任」を果たすべきであるとの考えが、国内外に広がっており、自然環境や安全性、労働環境をまもり、人権を擁護する取組みが求められています。

今後とも、それぞれの取組みをさらに進めていくことが望まれますが、人権行政を効果的に進めるためには、行政と市民（大阪市の区域内に通勤し、または通学する者を含む）、市民活動団体（地域住民の組織、ボランティア団体、NPOその他の市民活動を行う団体）、大学・研究機関、企業・事業者等が、お互いの役割を認め合い不足を補い合い、協力して問題解決にあたることが重要であり、ネットワークを拡充し、交流を促進することが必要です。

市民活動に対する支援

行政は、市民活動が活発に展開されるよう、活動や交流の機会・場の提供、協働事業の推進等、環境づくりに取り組むとともに、市民、市民活動団体、大学・研究機関、企業・事業者と連携・協力して、人権尊重のまちづくりに向けて取り組むべきです。

また、広く市民一人ひとりが人権尊重のまちづくりに参加・参画する意欲・関心を喚起するため、先進的な活動事例等の情報提供、啓発に努める必要があります。

ア 活動や交流の機会・場の提供

人権尊重のまちづくりに積極的な意欲をもった市民が活動できる拠点・場は必要不可欠であり、市内に広く点在する市が管理している施設（学校を含む）をより積極的に開放し活用するとともに、民間の遊休施設（事務所・店舗など）についても、有効な活用のための条件整備などについて検討すべきです。

また、市民活動がさらに活発に展開されるよう、ネットワークづくりや交流を促進する機会を提供するため、社会福祉施設、企業の社会貢献活動など、さまざまな社会資源の積極的な活用策についても検討すべきです。

イ 協働事業の推進

市民活動団体の特長を活かして、地域の課題や複雑・多様化しているニーズに個別かつ機動的に対応しうる協働事業を推進するなど、支援のあり方について検討する必要があります。

また、人権尊重のまちづくりにあたり、豊かな発想に基づく企画案を求める公募提案型委託事業の実施や市民活動団体が行う公益的な事業に対する基金の活用など協働事業を推進すべきです。

ウ リーダー養成の支援

自主的・主体的に人権を擁護する活動に取り組む市民活動団体や企業・事業者の構成員に対して研修の機会を提供するなど、市民リーダー育成のための支援を行うべきです。

また、人権尊重のまちづくりのため、若年層の積極的な参加を促進するとともに、団塊の世代をはじめとする熟年層や高齢者の経験や知識など、市民の多様な能力を積極的に活用できるよう支援すべきです。

(3) 評価・検証による施策の改善

時代に即した実効性のある人権行政を推進するためには、まず、大阪市の人権課題や施策の現状について実態を把握し分析する、ついで、目標を設定する、そして目標達成のための手法を決定し、実施する、最後に評価・検証し、効果を測定するとともに、その結果を活かして、常に施策の改善に努めるべきです。

現状分析や目標設定、評価検証等については、さまざまな方法、仕組みが考えられますが、人権の視点がすべての施策に貫かれる行政運営を実現するため、現在ある市政全般に対する評価の仕組みを活用する必要があります。

その上で、本答申では、**実態把握**（行政データ等の収集整理、市民からの意見聴取などにより大阪市の人権課題についての現状を把握する）**効果測定**（行政内部で、施策や業務の現状を把握し、成果を分析することにより効果測定を行うとともに、職員一人ひとりの自己点検により、業務改善に資する）**指標づくり**（市民の参加・参画による「人権が尊重されるまち指標」を作成する）という3つの仕組みを考えました。

すでに取り組みされている部分もありますが、今後、新たな仕組みを構築しなければならないものが多く、実現には困難な作業が予想されます。しかし、このすべての方法、仕組みを有機的に連携させ、総合的に評価・検証し施策の改善を行うことにより、はじめて、時代の要請に即した実効性のある人権行政に変革できると考えます。

実態把握

人権課題についての現状は、すでに行政が把握している人権課題に関するデータ（行政統計資料等）を一定の枠組みに沿って収集整理することにより、かなり正確に把握することができます。これまで、さまざまなデータが個別に収集され、蓄積されていますが、これを人権の視点で見つめ直し、行政運営に活かす必要があります。

すでにあるデータの活用は、実態を把握するにあたって、まず一番になされなければならないことですが、それとともに、積極的に市民からの意見を聴取する必要があります。市民・当事者の視点からの評価、意見、提案等を、さまざまな形で聴取し、施策に反映しなければなりません。これまでの取組みをさらに推し進め、意見を表明することが困難な人びとを含め、幅広い市民の声を行政運営に反映できるように努めるべきです。

また、人権施策を推進する基礎資料となり、施策に的確に反映できるような実態調査を、必要に応じて実施することも重要です。

これらの結果を多角的に分析することにより、大阪市の人権課題の実態を把握すべきです。

施策の分析による効果測定と職員自己点検

市政のすべての分野にわたって、人権尊重を基礎とした業務が遂行されているか、まず、内部で評価、検討することが必要です。

まず、現状分析として、「各部署の施策や業務に、人権の視点が具体的に織り込まれているか」定期的に把握しなければなりません。また、施策や業務を遂行した結果としての成果についても把握し、分析することにより効果測定を行わなければなりません。そのため、まず、既存の評価の仕組みに屋上屋を重ねることなく十分活用を図るとともに、各部署ごとに、事業内容に即し、問題点を整理し、点検項目を設定する必要があります。

また、職員一人ひとりが人権尊重の視点から日常業務を遂行しているか、自己点検を行い、業務改善に資する必要もあります。

各部署ごとの現状把握、施策の分析による効果測定と、職員の自己点検を組み合わせることにより、市政全体として、すべての施策に人権の視点が貫かれる行政運営の徹底を図るべきです。

評価・検証の指標づくり

今後、「人権が尊重されるまち」に大阪市がどれだけ近づいているかを測る指標を作成し、総合的に評価・検証を行うべきです。

「偏った数値しか出ないところが評価の対象となり、大阪市の現状を正確に映し出せないのではないか」、「どのような指標が状況の変化に対応して変動し、その変化を映し出せるのか」、「誰にでもわかりやすく、意味するところが明確な指標とはどういうものか」など、指標づくりには、論点も多く、作成にいたるまでにはさまざまな困難が予想されます。

しかし、人権行政の推進により、一人ひとりの市民に大阪市の人権状況を知らせ、

少しずつでも大阪市が「人権が尊重されるまち」になっている実感をもってもらうためには、「人権が尊重されるまち指標」のようなわかりやすいデータが必要です。

「人権が尊重されるまち指標」は数値として把握できるものを基本としつつ、数値化できない質的な成果についても含めることとし、その指標づくりにあたっては、幅広く市民の参加・参画を求め、市民と行政が協働して取り組む仕組みが必要です。

3 人権行政を推進するための枠組み

今後の人権行政の取組みを「大阪市が主体的に推進すべきもの」と「大阪市が市民と協働して推進すべきもの」の2つの側面に分けて示し、施策を実施した後、評価・検証により施策を改善する仕組みについて提言してきました。

こうした取組みを具体化していくためには、推進の基盤となる枠組みを築くことが最も重要です。最後に、人権行政を強力に押し進めていくための推進体制と実現に向けた計画およびスケジュール、そして関係機関との連携・働きかけについて提言します。

(1) 推進体制

推進の中核を担う部署の責務および充実・強化

人権行政は総合行政であることから、推進の中核を担う部署については、従来の縦割りの弊害を克服し、総合調整機能を発揮しつつ、横断的な視点での人権課題の解決に向け、企画・立案・計画を行うとともに、人権尊重の視点からの評価・検証を行い、状況に応じて施策の改善要請を行うなどの責務を果たす組織に充実・強化する必要があります。

そのため、市政全般に影響を与え、牽引力のある組織として指導的役割を果たすべく、機構改革も視野に入れ、検討すべきです。

人権施策推進本部の充実・強化

すべての政策、計画、施策、事業に人権尊重の視点が反映されるよう、縦割りでない全庁的な推進体制としての人権施策推進本部を充実・強化させる必要があります。

すなわち、「今後、人権行政にどのように取り組むべきか」で提案してきたさまざまな取組みについて、推進の中核を担う部署と協力し、総合的に推進する体制であるべきです。

特に、横断的な視点に立って人権課題の解決に向けた方策を検討するとともに、新たに生じてくる人権課題についても、各局・各区が連携して迅速かつ適切な対応を図

るべきであり、時代の変化に即応した臨機応変のプロジェクトチームの設置についても検討すべきです。

審議会の充実・強化と施策の是正・改善勧告にかかる制度の構築

人権施策推進審議会は、「人権尊重の社会づくりに関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議」することとなっていますが、大阪市の他の審議会とも連携し、主体的にその責務を果たすため、機能の充実・強化を図る必要があり、審議会のあり方についても検討すべきです。

また、人権行政の公正かつ透明な運営を図るため、外部の第三者的な立場から人権施策を調査し、必要な場合には、是正措置の勧告や制度改善の意見表明が可能となる制度の構築を検討すべきです。広く人権にかかわるこのような制度は、諸外国においては、すでに設置され機能しているものの、日本においては、いまだ検討の段階でとどまっています。制度の構築にあたって、その権限、組織、設置根拠等についての調査・研究に早急に着手すべきです。(資料3 参照)

(2) 実現に向けた計画およびスケジュール

本答申を受け、大阪府は「大阪府人権行政基本方針」の理念を踏まえ、かつ時代に即応した施策を実施するための「人権行政推進計画(仮称)」(以下、「推進計画」という)を遅くとも来年中に策定すべきです。

「推進計画」を策定する際には、特に重点的に取り組むべき短期的施策を定め、各局・各区が連携して迅速かつ適切な取組みを進める仕組みをつくる必要があります。

「推進計画」には、「今後、人権行政にどのように取り組むべきか」で提言してきたさまざまな取組みについて、当該年度中に着手するもの、翌年度中に着手するものに分け、すべてを評価・検証の対象とすべきです。

策定された「推進計画」に対して、人権施策推進審議会は調査・審議などを行い、計画自体の質的向上を図るべきです。

また、年次ごとの推進状況(実績・課題・評価・検証結果等)をとりまとめ、市民から意見聴取を行い、議会及び人権施策推進審議会に報告するとともに、市民に情報公開すべきです。

さらに、その報告内容が「推進計画」に沿った施策となっているかについて審議会が意見を述べ、推進の中核を担う部署が各局・各区に働きかけ、施策の改善に努める必要があります。

(3) 関係機関等との連携・働きかけ

人権行政の推進は、大阪市によってのみなされるものではなく、国や府、関係機関、団体、大学・研究機関、企業・事業者等との連携が不可欠であり、これらの機関との協力関係を築くべきです。

また、国の枠組みが人権尊重の視点から実態にそぐわない場合には、必要に応じて積極的に国に強く働きかけるべきです。

おわりに

大阪市の人権行政のあり方が、厳しく問われています。

本答申は、市長からの諮問に答えるため、意見募集という形で市民の参画を図りながら、審議会で議論を尽くしてつくりあげたものです。大阪市が、本答申を真摯に受け止め、展望をもった「推進計画」を策定し、取組みを具体化し、着実に人権行政を推進することを強く要請します。

今後、総合行政である人権行政をより一層積極的に推進し、「大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち」、「差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち」であると市民が実感できる大阪市をめざしていただきたい。

そして、多様な市民と協働し、国際人権都市として、魅力のある、世界に誇れる人権尊重のまちづくりに向けて前進されることを強く期待するものです。

大阪市人権施策推進審議会「今後の人権行政のあり方について」答申体系イメージ図

1 大阪市の人権行政はどうあるべきか

人権行政とは...

市政において日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、すなわち行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくこと

大阪市のめざすべき人権行政とは...

多様な市民と協働し、国際人権都市として世界に誇れる人権尊重のまちづくり

「人権が尊重されるまち」とは...

- ・大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け入れ、共に生きるまち
- ・差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち

人権行政の課題

「縦割り行政」の弊害をなくし、すべての施策に人権尊重の視点が貫かれるように努めること

職員の人権意識の向上を図ること
 施策の透明性・公平性・公正性を確保し、市民の意見や批判に耳を傾け、広聴・広報活動と情報公開を積極的に行う必要があること

法令を遵守し人権尊重の視点で対応すること
 人権尊重のまちづくりは、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、協働して行っていくべきであること

現実の社会で生じる問題に対応できるような力が身に付く人権教育・啓発に力点をおくことが必要であること

人権問題が複雑・多様化する中、人権侵害に対する専門的で総合的な人権相談機能の充実が必要であること

時代の変化に即した効果的な施策を実施するための実態把握、分析、改善を図る評価・検証の仕組みが必要であること

今後の人権行政の基本的な方向

- 人権尊重を基本とした行政運営・担い手づくり
- 透明性・公平性・公正性の確保
- 人権教育・啓発及び人権相談・救済の推進
- 市民の参画と協働の推進
- 評価・検証による実態に即した施策への改善と計画的な人権行政の推進

2 今後、人権行政にどのように取り組むべきか

大阪市が主体的に推進すべきもの

人権の視点に立った行政運営

- ・人権の視点がすべての施策に貫かれる行政運営の推進
- ・横断的な視点に立った方策の検討、縦割りでない牽引力が発揮できる体制
- ・新たな人権課題に対する各局・各区の連携による迅速・適切な対応
- ・大阪市が事業主として社会的課題（人権・労働・環境など）に対する関係先の姿勢や現状を考慮する仕組みの検討

広聴・広報・情報公開

- ・広聴：幅広い市民からの意見・批判・提案の積極的な聴取と市政への反映
- ・広報：市民に必要な情報をわかりやすく幅広く浸透させる積極的な情報提供
- ・情報公開：透明性を高め、市民の理解と信頼を確保するための積極的な情報公開

人権教育・啓発

- ・人権を自らの、身近な問題と捉え、国際的な流れに沿った人権教育・啓発の推進
- ・啓発内容等に具体的な問題を取り上げ、NPO等と連携するなど一層の工夫
- ・市・区人権啓発推進協議会等と連携した地域に根ざした人権啓発の実施
- ・学校教育で、知的理解を深め、人権感覚を培い、自他の人権をまもる実践力の育成
- ・社会を構成する「企業市民」として企業が取り組む人権啓発・研修等に対する支援

人権相談・救済

- ・人権侵害の未然の防止と侵害された場合の早期発見、的確な把握、適切な救済
- ・相談員の資質向上、相談機能・各種支援の充実・強化
- ・専門機関等有するネットワークを活用したより効果的な支援の実施
- ・人権侵害の被害者が救済申立てできる機関の設置等も検討課題として調査を開始

職員等の研修

- ・人権行政の担い手としての自覚と責任をもった職員の養成が必要不可欠

大阪市が市民と協働して推進すべきもの

ネットワーク・交流の促進

- ・「市民活動」は人権尊重のまちづくりの原動力
- ・行政、市民、市民活動団体、大学・研究機関、企業・事業者等がお互いの役割を認め合い、協力して問題解決にあたるため、ネットワークを拡充し、交流を促進

市民活動に対する支援

- ・活動や交流の機会・場の提供：市有施設の積極的活用と社会資源の活用策の検討
- ・協働事業の推進：市民活動団体への支援のあり方についての検討と協働事業の推進
- ・リーダー養成の支援：人権を擁護する活動に取り組む市民リーダー育成のための支援

人権行政の具体化に向けて

施策の実施

評価・検証

実態把握

人権課題に関するデータや幅広い市民の声などで実態を把握し、多角的に分析し、行政運営に活かす

施策の分析による効果測定と職員自己点検

・各部署の施策や業務に人権尊重の視点が取り入れられているかを把握し、分析することにより効果測定を行う
 ・職員の自己点検により業務改善を図る

評価・検証の指標づくり

市民と行政が協働して「人権が尊重されるまち指標」を作成し、総合的に評価・検証を行う

施策の改善

3 人権行政を推進するための枠組み

推進体制

推進の中核を担う部署の責務および充実・強化

総合調整機能を発揮し、横断的な視点での企画・立案・計画、評価・検証、施策の改善要請を行うなど市政全般に影響力を与える組織として充実・強化

人権施策推進本部の充実・強化

すべての政策、計画、施策、事業に人権尊重の視点が反映されるよう、全庁的な推進体制としての充実・強化、プロジェクトチーム設置の検討

審議会の充実・強化と施策の是正・改善勧告にかかる制度の構築

・本審議会が大阪市の他の審議会とも連携し、主体的にその責務を果たすための機能の充実・強化と、審議会のあり方の検討

・外部の第三者的な立場から人権施策を調査し、必要な場合には、是正措置の勧告や制度改善の意見表明が可能となる制度構築についての検討

実現に向けた計画およびスケジュール

- ・人権行政基本方針の理念を踏まえ、時代の変化に即応した施策を実施するための「人権行政推進計画（仮称）」の来年中の策定と重点的短期的施策、取組みの着手年度の明示
- ・毎年度、推進計画の進捗状況をとりとまとめ、市民から意見聴取を行い、議会・審議会に報告し、市民に公表
- ・審議会の意見で、各局・各区は施策の改善に努める

関係機関等との連携・働きかけ

国や府、関係機関、団体、大学・研究機関、企業・事業者等との連携が不可欠

参 考 資 料

資料 1 人権行政のあり方に関する意見募集の結果について（概要）

資料 2 人権の概念と人権行政における横断的視点（イメージ図）

資料 3 施策の是正・改善勧告にかかる制度の参考資料

資料 4 諮問書（平成 18 年 12 月 1 日付け大市民第 1137 号）

資料 5 大阪市人権施策推進審議会委員・専門委員名簿

今後の人権行政のあり方検討部会名簿

「今後の人権行政のあり方」答申起草委員会名簿

資料 6 審議経過

(1) 大阪市の人権行政の現状について、評価できること

◆ 条例の制定、方針、計画の策定、推進本部の設置等、制度的枠組み

- ・ 人権尊重の社会づくり条例を制定し、人権行政基本方針（特に、理念を実現するための3つの基準）や人権教育・啓発推進計画を策定したこと
- ・ 人権室という人権行政を推進する体制を作り、人権施策推進本部など部局横断的な機関、人権施策推進審議会を設置したことなど制度的枠組みを作ったことは評価できる

◆ 人権教育、人権啓発

- ・ 学校教育の中で「人権問題」を学ぶ機会があることは、全国的に見ても評価できる
- ・ 保育所、学校において同和保育・教育、障害児保育・教育、多文化共生保育・教育、男女平等保育・教育など人権保育・教育に取り組んでいること
- ・ 全国に先駆け、同和問題だけでなく幅広い人権について学ぶ機会を生み出し、人権教育の礎を築き、基本的人権と人間としての尊厳を保障する教育に取り組んできた
- ・ 学校のPTA活動の中で、人権委員会というパートがあり、学習、人権広報活動への関心が高められている
- ・ 人権教育および人権啓発活動に積極的に取り組み、事業、イベント（かけはし座の上演等）を実施したり、講演会など研修の機会が多くあり、啓発用資料（人権ハンドブック等）を幅広く作成・配布している

◆ さまざまな人権課題への取り組み

- ・ 高齢者や障害者、外国籍住民、女性、子ども等さまざまな人権に関わる問題に、いち早く、前向きに取り組もうとしている
- ・ 大阪市の人権行政は、全国においても、質・量ともに優れていると思う
- ・ 入札制度の改革を通して障害者や母子家庭、ホームレスなど就職困難層の雇用創出を促進し、人権確立のための新しい仕組みづくりに取り組んでいること
- ・ 総合生活相談事業、地域就労支援事業、進路選択支援事業、人権相談事業の実施、社会福祉協議会への生活支援員の配置など、複雑、多様化する人権問題の発見、相談機能の確立へ向けた取組に挑戦していること
- ・ 大阪の実態に即した取組みを継続的かつ積極的に行っている
- ・ 相談窓口が充実してきている、広報活動に力を入れている
- ・ 効率優先社会の中で、最も基本的な「人権」に取り組む姿勢がある
- ・ 他の自治体に先駆けた男女共同参画の動きや低床バス、赤バスの運行、施設のバリアフリー化、朝鮮学校に対する補助金、各種団体との情報交換、意見交換
- ・ 高齢者虐待・高齢者権利擁護の啓発はある程度できていると思う
- ・ 在日外国人への基礎日本語クラスの開催
- ・ 「西成差別実態調査」「西成区民宣言」など西成差別撤廃の取り組みを行ったこと

◆ 地域リーダー

- ・ 市民の力を生かすよう、地域リーダーの育成に取り組んでいる
- ・ 市民啓発のリーダーとして約1000名にのぼる人権啓発推進員を養成し、その活動を積極的に支援してきたこと
- ・ 児童虐待予防地域協力員の養成・研修をおこなっていること

施設等のとりのくみ

- ・ 人権文化センターは、地域住民のつながりと協働づくりのための地域福祉の拠点として様々な役割を果たしてきた
- ・ 在住外国人の多い地域の生涯学習ルームでの、識字・日本語交流教室の開設と、人権文化センターや青少年会館での識字教室の開設
- ・ 市民や利用者、当事者の声に耳を傾け、時には現場・現地を視察し、協働としての営みとして人権行政が進められてきた
- ・ 人権博物館などのこまめな展示

◆ 職員の研修、職員の意識

- ・ 職員を対象に系統的な人権研修を実施している
- ・ 区役所をはじめ行政窓口で、当事者の立場に立った、状況を汲み取ろうとする意識の高い職員が多い、指摘すると改善に向けて考える職員が出てきた

◆ これまでの同和行政

- ・ 全国に先駆けて、同和行政、同和問題の解決に取り組んできた実績、歴史は評価できる
- ・ 特別対策終了後も 2005 年度までは、一般施策で同和問題を解決する事業を実施し、市民や利用者の声に耳を傾け人権行政を進めてきたこと
- ・ 1965 年の同対審答申を尊重し、地域住民と協働して人権のまちづくりに取り組み、さまざまな施策・事業を展開し、格差解消を図ったこと
- ・ 「同促・地区協方式」は同和行政・人権行政における基本・原則ともいえる「当事者参加」「当事者との連携」や「官と民の協働」の観点からも先進的で画期的で、(社)大阪市人権協会とパートナーシップを組んで人権行政を進め大きな成果を挙げてきたことは、官民一体となった取り組みの先駆けであった
- ・ 青少年会館の建設により、小中学生の放課後の居場所作りを行うなど、同和対策からはじめて、他の子どもの人権に関する諸課題にまで広げて具体的に実施してきたこと
- ・ 同推校における学校給食の実施、特別就学奨励費、高校・大学奨学金などの制度の実施により、同和地区出身の子どもたちの学校生活、進学支援を行ってきたこと

◆ 同和行政の見直し

- ・ 「地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会」を設置し、同和行政を見直して透明性を確保し、開かれた行政に進化しようとする姿勢に対しては高く評価する

◆ 今回の意見募集

- ・ 今回「意見募集」を行ったこと
- ・ ようやく市民の声が届き始め、このようなアンケートが私の手にも渡った

(2) 大阪市の人権行政の現状について、評価できないこと

◆ 透明性、情報公開、広報活動

- ・ 人権行政といっても、どのような取り組みをしているのか情報が少ない、こちらで調べないとわからない
- ・ 市民が評価を行う上での事業等の成果・効果の資料化および情報公開が不足し、透明性の確保に欠けている
- ・ 事業・施策や補助金において、現時点では是正、改善されていない部分や透明性が確保されていない部分、密室的な部分があると思われる
- ・ 人権擁護相談、人権行政と、個別の人権問題に対する取り組みとの有機的な関連が見えにくく、地域に 委員が多すぎる、また、その活用が見えにくい
- ・ いろいろ取り組まれている施策が、市民や職員（スタッフ）に届いていないと感じる

◆ 広聴活動、当事者の参加、市民との協働

- ・ 当事者の声にちゃんと耳を傾けて当事者に学ぶ姿勢がない
- ・ 一部の団体に偏って意見を聞く傾向があり、幅広く意見を聞く姿勢に欠ける
- ・ 声の大きな団体の意見は良く聞くが、小さなグループの声は大切にされない傾向がある、声の大きな少数意見に振りまわされているのではないか
- ・ 人権施策推進審議会に同和地区住民や障害者等の当事者が参加していない
- ・ 市民参加の市政を謳いながら、当事者（差別を受けている人、弱い立場の人）の意見を聞いて市政をしているとは思えない
- ・ 人権問題は非常に広い範囲に及び、行政の気付かないところも多数あるので、市は市を知る必要がある
- ・ 人権行政を推進するにあたってNPO等との協働を図る方針が記述されているが、現状においては具現化されていない、歴史の浅い団体に対する待遇の公平性に欠けている
- ・ 「市民活動推進条例」が施行されたが、まだまだ市政の重要な課題として位置づいておらず、官尊民卑の姿勢や排他的な手法は市政改革や財政改革に資するとは考えられない
- ・ 「団体との協議等の持ち方に関する基本指針」や「要望等記録制度」は、NPO や市民団体の役割を軽視し、連携を阻みかねない

◆ 人権行政の偏り

- ・ 政策決定手続きの透明性が欠如し、中にはその役割を終えたにもかかわらず継続した事業もあり、真に市が主体性を確保していると言い難い偏った施策で、本来の人権行政とかけ離れている
- ・ 幅広い人権問題の中、一部の団体に偏った対応をしてきたことはあまり評価できない
- ・ 啓発は同和問題が中心で、しかも、市民が差別者扱いされている
- ・ 人権行政といえば、同和行政が頭に浮かぶ、同和対策以外の人権行政が見えてこない
- ・ 市民という言葉を使うが、いつも特定の団体を想定しており、一部の同和運動団体との関係の中で同和行政・人権行政が推進している感があり、真に市が主体性を確保していると言いがたい、サポート的存在になりやすい状況にある
- ・ 市民と行政の協働といっているが、大阪市が協働しているのは人権協会であり、人権協会は今までの同和行政の歪みを正常化することなく継続しているもので、評価しがたい
- ・ 人権といえば同和しかないような偏った施策で、そのつけを、他のことに対しても推進

しない口実に使うから意味がない

- ・ 市が法期限後も「人権行政」と名を変えて偏った考えを市民に押し付けるべきでない、すみやかにやめるべき
- ・ 逆差別がある、逆差別やエセ同和に対する毅然とした対応が今一步、「人権」の対象者が未だに特定の団体や地域に対する配慮と思われる、市民の意見を反映していない
- ・ 「特別対策」の廃止と「一般対策」の活用を進め、「人権行政」の創造に取り組んできたが、被差別部落対策に矮小化されてきた面がある
- ・ 解放会館（人権文化センター）等、一部の人の利用に片寄り、マンネリ化されている傾向が見られるのが残念

◆ 同和行政の普遍化・有効活用をしない見直し

- ・ これまで取り組んできた先進的な事業や社会資源について必要性や重要性を十分勘案し、普遍化すべき取組みについては、市全域に展開すべきであるが必ずしもなされていない
- ・ 行政と地域住民とでつくりあげてきた先進的な同和行政の成果やノウハウを広く大阪市政に広げようとし、特に、行政と住民との協働の成果を生かさず逆行している
- ・ 議論なしの同和行政の打ち切りは、目に見えないコストを増大させる、長年培ってきた社会的な資源が無駄にならないか危惧する
- ・ 同和対策推進審議会の意見具申を無視し、同和問題や同和行政に対する見識が不十分な委員からなる「地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会」を設置し、飛鳥会事件の原因・責任と、まじめに同和問題の解決に取り組んできた人々やその活動を混同し、一方的・無差別に事業や施設を廃止・縮小させた
- ・ 大阪市の財政状況を理由とする見直しであり、依然として根強く残っている差別の現実を見ず、被差別当事者の意見を無視し、行政が責任を回避している
- ・ かつて、同和保育所でのみ実施されていた主食（米飯）提供事業がその必要性からすべての市立保育所へ普遍化・一般化されたが、全国で8割もの中学校が実施し、法でもその重要性が認められている中学校における学校給食を、全校に拡大していくのではなく、廃止する方向を出している
- ・ 老人センター、青少年会館の条例廃止、4年後の障害者会館の民営化は、人権行政のインフラ整備が求められる中、隣接地域にも開放し、交流を促進していくという活用の方でなく、幅広い施設利用者の声を無視し、人権行政に逆行している
- ・ 市の対応は、当事者や利用者の意見を聞くことなく、一方的にマスコミに情報を流し、世論を作る手法で、差別意識を増幅させ、誤った理解・認識を植えた
- ・ 「定住のコミュニティをいかに育て発展させるか」というまちづくりの視点を捨て去り、一般的な低所得者向け施策に矮小化した結果、同和地区のまちづくりの歴史と経過を無視し、「ふれあい人権住宅」を廃止した
- ・ たくさんの人が集まれる青少年会館をただの貸館にした、つぶさないでほしい
- ・ 教育委員会人権教育企画室を突然廃止した

◆ 個別課題への取り組み

- ・ 「子どもの人権」問題に関する行政・市民の意識のあり方に疑問を感じる、不登校や非行傾向、障害のある子どもなど、課題のある子どもへの支援体制の弱さ、子どもの学校外活動に関する支援体制の弱さ、保護者支援のための公的な取り組みの弱さ、学校内のハラスメント事案に対する「かけこみ寺」的窓口、子どもの虐待防止、早期対応の重要

性が指摘される中、中央児童相談所しかない現実、市政運営に対する子どもの意見表明権、参加・参画できる体制が必要

- ・ 「入居差別」に対する取り組みが弱い
- ・ DV・セクシュアルハラスメント・子どもの虐待等まだまだ女性にかかわる課題が多いことから、人権意識の啓発に一層力を入れるべきである
- ・ 高齢者や高齢福祉施設に対する人権尊重に関する関心の低さは啓発が十分でないため
- ・ 野宿生活者の自立の支援
- ・ 一部の利権がらみの問題によって、真に必要な福祉等まで削られようとしている
- ・ 障害福祉制度の変化の中で、特に判断能力に困難のある利用者の権利擁護の課題に対しての施策がほとんど見えてこない
- ・ 弱者への理解がまったくない、自治体等が委託等の仕事（事業）を障害者等に解放すれば費用対効果は計り知れない、身近にある障害者（児）の人権の理解から始めるべき
- ・ 障害者差別や外国人差別、女性差別など同和問題以外の人権問題への取り組みが弱く、多重債務者問題や自殺問題など新しい人権課題への政策提案が立ち遅れている
- ・ 朝鮮学校に対する補助が日本の私立学校に比べて少ない、在日外国人高齢者給付金の額が少ない、障害者年金を受給できない在日朝鮮人に対する救済措置がない

◆ 職員の資質、人権意識、人権の視点

- ・ 前例主義で新しい試みへの積極性に欠け、縦割り行政からの脱却ができない職員が少なくない
- ・ 市職員の資質の改善、取り組む姿勢と主体性の欠如、意識改革が必要
- ・ 窓口対応職員の積極性に欠ける対応が見られる、その場しのぎ
- ・ どの部署で話しても「総論では」とか「個人的には解かる」というが、具体的に話を進めると、遠まわしに「できない」とか、「前例がない」と前向きな姿勢がまったくない
- ・ 職員が障害を理解していない、施設をバリアフリーにしても、人ができること（心のバリアフリー）を行っていない
- ・ 対応が遅い、具体的にアクションを起こすのに時間がかかりすぎる
- ・ 人事異動のたびに仕事の引継ぎができていないので、前任者に行った説明をまた一から聞く等、無駄な時間を費やしている

◆ 事業、人権啓発

- ・ さまざまな人権に関わる課題について、制度的に脆弱だが高いニーズのある事業への独自策を打ち出せていない
- ・ 生活や職場での意識の変革が必要であるのに、現状の人権啓発事業はニーズとマッチしておらず、不満や物足りなさを感じている
- ・ 差別を受けやすいマイノリティの人権をどう守るのが人権行政の基本であり、現状の啓発活動だけでは非常に不十分である
- ・ 行政が実施している研修や啓発は上からの一方的な押しつけで偏ったものになっている
- ・ 独自性や先駆性を感じる事業が実施されていない
- ・ 人権啓発が形骸化しており、果たして本当に市民への啓発になっているか疑問
- ・ 読み書きや言葉の習得は、基本的人権の課題であるのに、識字・日本語施策が、生涯学習としてのみ取り上げられており、人権施策でない
- ・ 具体的課題から多様な委託事業を再編すべきであるが、プロポーザル・公募型に単純移

行となっており、効果的、効率的な人権行政が期待できない

◆ 人権侵害の相談、救済

- ・ さまざまな人権問題の相談窓口を明確にし、専門性・総合性を持つ相談機能を確立すべき
- ・ 人権侵害における被害の救済制度や問題解決に向けた支援への取組が不十分である
- ・ 多様化・複雑化している人権課題に対して、積極的・専門的・総合的な問題の発見・相談・支援のワンストップ機能が核となるべきであるにもかかわらず十分にできなかった
- ・ 法務局や人権擁護委員制度では対応できない人権侵害の救済を国任せにせず、積極的に取り組むべきであるにもかかわらずしていない
- ・ 人権侵害を許さない、地域や市民と協働した「人権侵害救済・相談システム」を確立することが重要であり、「人権侵害ケースワーク支援事業」を廃止したことは残念
- ・ 個別の人権侵害に関する取組みが明確にされていない（弱い）
- ・ 同和地区のない区には区役所以外に人権協会などの身近な相談機関が無い

◆ 市の役割（全般）

- ・ 新しい人権課題への政策提案が立ち遅れている
- ・ 行政の行う事務は、そのすべてが実質的には人権行政であるが、現状においては職員にその意識が欠けており、また行政独特の縦割りの問題もある
- ・ 人権尊重社会とはどんな社会で、どんな社会システムを構築していくのかという根本理念が定まっていない中、官民の果たす役割や協働の方向性が不明瞭な点が評価できない
- ・ 分権の時代といいながら、区に権限移譲をほとんどせず、縦割り行政が強い
- ・ 「市民の声を聞く」ことは大切だが、施策の継続性や実効性という面では不安である、市として責任を持って継続性のある人権行政を行うべきである
- ・ 人権は心の問題だけで、命にかかわる福祉や社会保障の問題がないがしろにされている
- ・ 「人権」をグローバルかつローカルに捉える視点にかけている
- ・ 人権の最大の問題は人間が人間らしく生活できる状況をつくることであり、福祉、教育、社会保障を充実させることを要求する
- ・ 同和问题以外の人権課題について実態把握、課題分析、施策反映が極めて不十分である
- ・ 社会的差別禁止の条例制定を積極的に検討すべきであるにもかかわらずできなかった
- ・ 人権文化センターなどの施設が有効に機能していない

(3) 行政と市民の協働において、大阪市に期待する支援・連携

◆ 必要な支援、資金の提供

- ・ 公共性・公益性が高く、社会資源として活用できる政策や活動に対する支援・連携（新規・継続事業に対する資金・物資・ノウハウ等の支援、情報・資料提供、相談システムの整備、複数の部局の窓口を必要とする事業等の調整、広報誌の活用）
- ・ 人権尊重の社会づくりに取り組むNGOやNPOに対する支援
- ・ 問題解決型人権相談活動に対する財政的支援、相談事例共有化による人権行政への反映
- ・ 行政の手の届かないことが多い中、団体に対しての支援をもっと行ってほしい
- ・ 市民が直接参加運営する団体の組織化への支援と事業委託等での育成
- ・ 市民の意見を事業に反映するための人権に関する予算の確保を期待する
- ・ 「問題解決」型の視点に立ち、地域や市民との協働を構築していくための財政支援や人的支援のあり方を確立させるべき
- ・ 経済的支援、NPO等が行う人権侵害等の相談事業に資金援助を行う、人権啓発映画（よい映画）の上映に関して支援・連携がもっとあってもよいのでは
- ・ 部落差別撤廃をはじめ差別撤廃と人権確立のための研究機関に対する支援の充実と活用
- ・ 地域経済の活性化に向けたさまざまな取り組みに対する連携・支援
- ・ ソーシャル・マーケットの観点からの、新しいサービスの創出とまちづくりへの支援

◆ 役割分担、対等な協働関係

- ・ 協働のためには、行政と市民が対等であることが大切、対等なパートナーとして認める
- ・ 民間の持つ専門性や創意工夫をどのように行政に生かしたいかという協働の目的が明確な連携を期待する、組織と財政の効率化・合理化が主な目標になると本来の目的から離れ、その実体は行政による民間からの搾取になる
- ・ 対等な協働関係を実施するには、両者に協働についての共通認識が必要であり、協働の成果が得られるための必要な予算について、意見を出し合い調整できることが望ましい
- ・ 「行政ができること」「市民ができること」「協働であるからできること」それぞれある
- ・ 市民が中心の組織づくりを行政が後押しする方向がよいのでは
- ・ 「団体等との協議のあり方」を見直すこと（ルールは必要だが市民運動と行政の両者で話し合って決めるべき）
- ・ 「市民活動推進条例」の具体化を図り、行政だけでなく、「大阪に住み、集まり、働くすべての人々が互いに信頼し、共感できる社会を実現するため、市民活動を積極的に推進する」よう、市民との協働は、人権行政推進にあたっての大阪市の責務である
- ・ 行政の手の届かないところを市民グループやNPO団体などと協力し合いながら進める
- ・ 市として主体的で責任をもった政策を打ち出すことと、大阪市人権協会とのパートナーシップを強化しながら市民との連携を図り、共に人権確立社会の実現に向けて取り組んでいく方向性を示してほしい
- ・ 現時点でもチェック機能を果たし地道に活動している市民活動の団体を活かす仕組み

◆ 連携の方法、機会、当事者参加

- ・ 行政 - NPO・企業 - 市民という3つのフェーズの結びつきが有効
- ・ 協働のためには、相手の意見をしっかりと聞くことが大切、意見を聞くだけでなく、一緒に解決方法を模索し、解決の方向性を見出すことが重要

- ・ 行政と市民の連携は「機会」を生み出すことと、「ネットワーク化」の2段階で進める必要がある
 - ・ 当事者参加型の支援を考える、行政・市民・当事者の協働の営みができるシステム
 - ・ 人権行政を行うにあたっての基本構想段階・方針作成時点から市民・被差別当事者の参画が保障されていること、被差別当事者の意見を聞く機会を十分に保障すること
 - ・ 被差別当事者の団体や個別の人権課題に取り組む団体への支援・連携を通して、マイノリティの人権を守る人権行政を具体化する
 - ・ まず、連携協力の強化を図るため、すべての事業・施策等の実施内容を事前に情報提供してもらい内容を把握することが必要
 - ・ これまでの人権行政の成果や課題を当事者とともに総括すべき
 - ・ 大阪市が進める人権行政と協働できる同和地区住民の総意を代表する機関を設置すべき
 - ・ NPO、市民団体との定例会議を行う、話し合いや会議の場へ、行政もともに参加する
 - ・ 空き地や空き施設の活用を、地域住民も参加したヒアリング委員会を設置して情報公開するとともに必要な社会資源としていくシステムを考えNPO等に意見を求めてほしい
 - ・ 人権団体との対話と協調の中で、今後連携していかなければならない
 - ・ 人権総合相談を中心とした市内全域での地域コミュニティづくりのための組織が必要であり、そのための条件整備のための連携が必要である
- ◆ 広報、周知、情報提供
- ・ 市政だより、区民だより等で、NPO等の活動紹介をする
 - ・ 団体の活動への市民の認知度が低く、取り組みを市民に広く知らせる支援・連携を期待
 - ・ 人権行政にかかわるすべての事業・施策や機関等の設立などの実施内容について把握する必要があるので、情報提供してほしい（事前、事後）
 - ・ 区役所職員が区内のNPO、市民団体等の活動を把握し、市民に窓口で周知する
 - ・ わかりやすい情報提供や制度の理解促進のため、きめ細かい普及・啓発に努めてほしい
 - ・ 一定レベルの公共性があると認めた団体の情報は区の情報ラックにも置かせてもらえるようにしてほしい、市民局としても積極的な広報を
- ◆ 積極的な人権行政推進への反対
- ・ 行政は、市民の暮らし、健康、福祉サービスに徹し、特別なことはやるべきでない
 - ・ 人権行政はきわめて難しい、それだけに軽々しく推進しないでほしい
 - ・ あまり人権行政を積極的に推進しないでほしい、皮肉で言っているのではなく、人権行政というのは非常に難しく、不作為の作為の逆もある

(4) 行政と市民とが協働する場合、大阪市が行政として果たすべき役割

◆ 政策、方針、制度を定める

- ・ 政策の方針を定めること、市としての人権行政における責任ある政策を打ち出す
- ・ 市政運営の中心に「市民活動推進条例」の精神・基本理念が据えられることが重要
- ・ 未来へ続く環境づくり、人権尊重社会を作るためのシステム、ネットワークづくり
- ・ 条例の制定、基本方針、基本計画、実施計画の策定および信念を持った推進
- ・ 行政が市民の公僕であることを前提に市民の声を聞き、ビジョンを定め、具体的な努力目標を示し、定期的に評価し、再び努力目標を示すという作業をし続けること
- ・ 世論を恐れず、自信を持って堂々と本当に必要な人権行政をやってほしい、全国でも先進的に人権問題に取り組んできた、その質を落とさずリーダーシップをとってほしい
- ・ 制度としてきちり位置づける、人権の法制度の整備・拡充
- ・ 人権課題を明確にし、それぞれの課題についての推進体制を確立する
- ・ 人権をいかに思い、扱い、いかにするか、市の方向性、姿勢を示すことを期待する
- ・ 人権に関する意識を高めるとともに市民の人権行政への役割を明確にすること
- ・ 当事者参加の人権行政を早急に構築し必ず進捗状況の意見交換をすること、その際に関連部署はすべて参加し、縦割り行政の弊害をなくす事
- ・ 大阪府の進める人権行政との連携・連絡調整を行うこと
- ・ 現場担当者の意見を十分に聞き、現場の実態に即した形で柔軟に人権行政を行うこと
- ・ 誰もが安心して、生活をともに楽しめる地域づくりを行うこと
- ・ マイノリティの人権を護る人権行政を具体化すること
- ・ 「市民」とは何（誰）をさすのかを明らかにすること

◆ 予算化、事業実施

- ・ 市民の意見を事業に反映するための人権に関する予算を確保し、事業を行うこと、実施計画を実行するための予算の確保、具体的な人権行政の課題解決に市民が主体的に参加し、重要不可欠な役割を果たせる事業の創設
- ・ 口は出さずに金を出す、市内で活動する団体への資金援助、経済的支援
- ・ 必要なところに行政が支援の手をさしのべること
- ・ 公共事業など無駄なことをせず、市民のためにお金を使うべき
- ・ 人権行政の一端を担うことの出来る各種団体、NPO、任意グループ等の支援・育成
- ・ 効率（意義）を考え、必要であればそれぞれに予算化していくことが必要
- ・ 人権尊重のまちづくりに向けての条件整備や人的・財政支援などの役割がある
- ・ 市民、とりわけ困難を抱えている市民の自己実現に役立つ教育の向上や、就労の安定に役立つ施策の充実
- ・ 地域特性を勘案した事業の創設と、地域なり団体が事業を選択できる手法が必要
- ・ 行政としての主体性・積極性を発揮し、市民が活動できる条件整備に努めること

◆ 協働する体制・姿勢

- ・ 協働についての明確なミッションをもつ、必要な情報の共有化、対等な協働のための理念の一致と相応の予算を要するという認識の徹底が必要である
- ・ 市民と人権施策についての意見聴取だけでなく、意見交換をし、批判的な意見も積極的に受け入れ、施策に反映することが重要である

- ・ 人権をまもり促進する主体は市民であり、行政は市民が活動しやすい環境を整えるべき
- ・ 協働とは名ばかりでNPO等を安上りの下請け程度としか考えていない行政が真のパートナーとなる必要がある、市民がすれば安上りという発想はやめてほしい
- ・ 必要に応じて互いにリーダーシップを取り合う柔軟性
- ・ 行政と市民が対立するのではなく、行政が協力姿勢を明示すること
- ・ 専門性を持った職員（市職員でなくても良い）を市民の身近なところに配置する
- ・ 協働のために「必要な施策」を推進し、「環境作り」に取り組むのは大阪市の行政責任
- ・ 「人権行政基本方針」にある「ボランティア活動のインセンティブ（誘導策）の企画」「市民ニーズの反映」を具体化することから始めるべき
- ・ 一部の協議会や団体との思いを等しくするのではなく、偏りのない、公共性を持ったコーディネーターとしての働き、市民と市民、団体などをつなぐ役割
- ・ 各種団体、NPO、任意グループ等の支援・育成及び、意見・行動を積極的に受け入れる体制づくり
- ・ モデル事業を推進して市民に広く知ってもらおうと、市民が担う役割も明らかになってくるのではないか
- ・ 市民と人権施策について協議する場を増やす、被差別当事者と十分に連携をとる
- ・ 市民の誠意によるボランティア精神のみに頼っているのはおかしい
- ・ 当事者をもっと信用する
- ・ 差別された人の立場に完全に立って問題を解決する姿勢、地元住民・被差別当事者の意見を十分聴く体制を確保すること
- ・ 人権行政のパートナーとしてのNPOやボランティアの育成・支援の検討
- ・ 団体の活動への積極的な参加及び協力
- ・ 地道に活動している団体を生かす仕組みが望ましい

◆ 場の提供

- ・ 人権団体が一堂に集まり、情報交換や親睦を深められるような場を提供してほしい
- ・ 閉鎖された小学校、地域の小学校の空き教室等、死蔵させないで地域に幅広く開放する
- ・ 公的施設（小中学校の空き教室や体育施設等）の運用と市民開放についての抜本改善
- ・ 人権尊重の社会づくりに取り組むNGOやNPOの活動の場の確保、特に、人権文化センターの活用、人権文化センターのない区では既存の類似施設の活用
- ・ 青少年会館における子どもの居場所作りのための条件整備
- ・ 「トモノス」「老人福祉センター」「障害者会館」「青少年会館」「人権文化センター」等、既存建物を地域の財産としてNPO等の支援ネットワークづくりの拠点として再生活用
- ・ 市民との協働の場をつくり、草の根的運動を展開して人権行政を推進してほしい
- ・ 人権問題に取り組むNPOなどの団体がより活動を進めることが可能になるための場所の提供（人権サロン）の支援が必要
- ・ 幅広い参加で永住外国人による情報交換および政策提言の場としての会議の常設
- ・ 市民と人権施策について協議、意見交換する場を増やすことで、さまざまな立場の人が人権に関心を持つことが必要
- ・ NPO等の団体がさらに活動しやすくなるための環境整備・充実化およびその周知
- ・ 行政・関係機関との意見交換や交流、相互連携を図ることのできる機会（場づくり）
- ・ 市民と行政との協働を実現する最適な場である施設、その拠点の信頼性を高めること
- ・ 市民団体間や企業との連携を図るための場づくり（区単位、活動分野単位での実施）

- ・ 他組織と交流や情報提供できる枠組みを作り、活動拠点の確保への支援がほしい
- ・ 市民が自由に学べる環境を作ること
- ・ 市民が具体的に人権行政に参加できる多様な場や機会を提供すること
- ・ 障害者も健常者と同じで仕事も同じようにできるということを証明できる場を、行政が率先して創造すべきである

◆ 職員の育成、意識改革、連携

- ・ 職員全体の人権感覚の向上、人権課題と当事者の現状を的確に把握できる感覚を身に着けない限り問題の解決には至らない、もっと管理職の意識改革をするべき
- ・ 行政として各種団体、NPO、任意グループを見極める力のある人材、自らのスキルとモチベーションの高い職員を育てることが急務
- ・ 大阪市内部での、行政の横断的な連携、特に、連絡・調整を行うこと
- ・ 圧力に屈しない意思を持つこと
- ・ 現場で働く大阪市職員のやる気が低下している、大阪市が人権行政を構築できるか疑問
- ・ 市長をはじめとする全職員に対する系統的な人権研修の充実
- ・ 数年間の担当をがまんして過ごすのではなく、市の職員として、一人の市民として人権問題を知っていくこと、専門性を持った人材の養成
- ・ もっと現場を見てほしい、実際の現場に足を運べば、何かが変わる
- ・ 各人権課題については背景や市民の認識で大きな違いがあるが、一人ひとりの心が通わない限り差別意識の解消は困難であり、市の職員が正しい理解と認識を徹底して学習することが必要である、職員の人権感覚が向上すれば、問題解決のための気づきがある

◆ 実態調査、評価、見直し

- ・ 人権にかかわるデータや実態を把握し、客観的な視点で分析、情報を公開すること
- ・ 市内部の実態調査を正確に行い、市民への報告をすべき
- ・ 効果測定、実態調査、意識調査の実施
- ・ 市民活動と連携した実態調査の定期的実施と施策の評価見直し
- ・ 形骸化するのではなく、実態を把握し、それぞれの事象に丁寧に向き合ってもらいたい
- ・ 実態調査の定期的実施（少なくとも5年に1度は人権課題ごとに実施する）
- ・ 大阪市のすべての施策実施においても、人権という視点から評価していく適切な評価システムを作る
- ・ 人権侵害実態の把握とその解消
- ・ 差別、人権侵害の現状、施策の実施状況等を明らかにした人権白書の定期的作成
- ・ 施策の評価、基本方針、基本計画等の積極的な見直し

◆ 広聴、広報、情報公開、透明性の確保

- ・ 市民一人ひとりの耳に届いていない、見ない者が悪いという感覚の払拭
- ・ 現地視察、現地調査を実施し、現場の意見の集計・集約に基づいて施策を出していくまでの過程の情報の開示、提供、説明が求められる
- ・ どんな子細な情報でも難しい言い回しはやめてわかりやすい報告を
- ・ 実態を踏まえた市民意見の聴取等の手続きを制度化するとともに政策立案できる公明正大な仕組み
- ・ 事業実施や機関等のメンバー構成時には可能な限り公募形式を導入するなど、透明性が

確保されなければならない

- ・ 権利擁護事業等の内容の情報公開、会議内容の市民への伝達、市民とともに考えあう場の提供、その結果を解かりやすく説明、支援していく部署を身近な区役所に置き、待っているのではなく、自ら進んで市民の中に入っていきアウトリーチが必要
- ・ 基本方針や条例などの改正の時、市民などへの周知を積極的に行ってほしい

◆ 啓発

- ・ 長期的視野で啓発の場作りを続ける
- ・ 市民自身の人権問題への積極的な興味・関心を喚起することが重要
- ・ 市民に主権者意識を持たせる啓発活動を進める必要がある
- ・ 差別撤廃・人権行政をもっともっと広く市民に訴えなければ、絵に描いたもちである
- ・ 市民意識の啓発や青少年への人権教育推進、人権意識を持った地域リーダーの育成
- ・ さまざまな市民意識調査等の結果を踏まえた人権教育・啓発の推進
- ・ 人権啓発を進め、市民活動が行政推進に不可欠であることを積極的に啓発・宣伝する
- ・ 差別事象、人権侵害を年ごとに集約し、それを土台に企業・市民・行政職員などそれぞれのニーズに合わせた啓発・研修を行う、現状に合わせた研修が特に大切
- ・ 参加型の研修を取り入れる

◆ 相談、救済

- ・ 相談窓口を明確にすること
- ・ 外国人の人権問題について、どこかにきちんとした窓口を確立してほしい
- ・ 高齢者や障害者の本心をくみ取り、親身な相談や受け入れができる窓口や組織が必要
- ・ 生活や人間関係など困ったことを相談できる場所がほしい
- ・ 人権侵害被害者の救済
- ・ 専門の相談支援員の育成と当事者への療育の実施（発達障害者（児）の権利擁護）

◆ 国やメディアへの働きかけ

- ・ 国に対して、人権擁護にかかわる法律の制定に向けた働きかけを精力的に行うこと
- ・ マスコミに対して差別の現実や施策・事業の成果を十分資料提供し、正しい報道がなされるよう要請すべき
- ・ 障害者自立支援法は人権侵害ともなっていることを踏まえ、ともに国に要望してほしい
- ・ 在日外国人の人権問題では国際的に批判されている国の制度がある、連携して国に対して要望すべき

(5) 行政と市民とが協働する場合、市民が担うことのできる役割

◆ 声を集め、提供する

- ・ より専門的で、生活に密着した、当事者の声を集めることができる
- ・ 当事者の立場からの市民ニーズの掘り起こし
- ・ 職員では把握できない、保護者や近所づきあいのレベルでわかることを、行政に伝えること
- ・ 人権侵害情報（差別や人権侵害の現状）の提供と人権啓発情報の伝達
- ・ 当事者団体や当事者宅へ直接訪問し、大阪市が進めている人権行政を説明し、支援や連携ができる機関がいろいろあることを知らせ、利用を促進していくこと

◆ 行政に意見を言う、提案する

- ・ しっかりと声を上げて積極的に意見を言う、市民の声を直接行政に反映させる
- ・ 地域の声を行政にフィードバックしていくこと、パイロット的な取り組みから、市民の声やニーズを行政に上げていく、行政への情報提供と政策提言を積極的に行う
- ・ 行政の行動を支援するとともに不当な行為をしないよう監視し、明確な答えをもらえる話し合いの場を作る
- ・ 地域のまとまりから生まれた内容を、行政にあげる市会議員を育てる
- ・ 被差別当事者は、差別や人権侵害の実情を訴え、人権課題を明らかにし、大阪府が実施している人権行政の問題や改善に、当事者の立場からさまざまな意見を述べるべき
- ・ 自分たちの取り組みを通じて見えてくる様々な人権課題を解決するための施策、当事者ならではのアイデアの提案、当事者の意見を積極的に組織的にとりまとめて提言する
- ・ 市民の立場から、行政が担当すべき分野と事業を提案する、アドボカシー的な役割

◆ 主体的な参加、行政との協力

- ・ 人権を大切に作る社会を作るためには行政の力だけでは難しく、市民一人ひとりのネットワークづくりから始めることが大切で、その主役になるのは市民だと思う
- ・ 企画立案への参画、住民周知、市民ネットワーク活用、地域特性の掌握、調査等の協力
- ・ 人権問題を市民的課題に高め、市民の人権問題への参加を促進し、支援することが必要
- ・ 行政に任せっきりにせず、権利だけを強調せず、理念を持って協力し合うことが義務
- ・ 行政とともに考え（今は敵対心が強い）、それぞれの立場からできることから始める
- ・ 地域コミュニティが前面に立ち、行政がバックアップすることで、コミュニティの再生を目指すべき
- ・ しっかり選挙等に参加して地域のことをもっと考える必要がある
- ・ 市民リーダー、団体（NPO、企業）構成員として相互連携し積極的に活動へ参加する
- ・ 隣近所でのコミュニケーションを通じて地域内での実践と啓発を行うこと
- ・ 住民による自主的な自治活動の活性化により、人権課題に取り組む
- ・ 出資団体、公益法人、NPO、ボランティア団体が、人権行政に積極的な役割を果たす
- ・ 啓発の集いや研修会などへの協力、事業の推進
- ・ 行政では難しいきめの細かい現場に沿った活動で行政の支援をすること、市と市民のパイプ役になれる人材は職員ではなく市民
- ・ 行政とは違う「敷居の低さ」「気軽さ」「話しやすさ」を活かした取り組みをする

◆ まちづくり、子育て

- ・ 居住地における人権尊重のまちづくりへの参画、支えあいの地域づくりの推進
- ・ 行政が直接行えない、公平性や手続きの公正性にとられないサービスを担うこと
- ・ 人権行政は地域のまちづくりの一環でもある、「人権共生のまちづくり」の取り組みにおいては、地域団体と市民が効果を上げることができる
- ・ 市民それぞれが人として認め合い人権を大切にすることから福祉のまちづくりを進める
- ・ 次代の担い手である子どもたちを地域住民で協力して育てていくこと

◆ 相談

- ・ 地域における人権相談、人権侵害被害者の保護
- ・ 差別や人権侵害の解決に向けて、各分野における専門性や構築したスキルを提供する
- ・ 隣人として同じ視線で考えることができる、市民の目線で継続的な支援の実施
- ・ 適切な合理化と市民感覚に沿った問題解決方法を導入する

◆ 組織、ネットワーク

- ・ ありのままの姿を提供することで人権に対する取り組みをともに考え、共有しながら対応できる組織作り
- ・ 効果的な支援につながるような支援事業の調整（当事者へのエンパワメントを含め）
- ・ 地元住民での集まり、ボランティアでの地域のまとまりを今以上にすべき
- ・ 区単位、地域単位でのコミュニティづくりや人権問題が発生した場合にその場で注意や対応ができる市民をネットワーク化していく方向性は重要、そのため各区人権啓発推進員が中核的な役割を担うことが大切、さらなる資質向上と任務の拡大を図る必要がある
- ・ 自分たちの場で足元から実践を積み重ねていき、ネットワークを作っていく
- ・ 人権行政に積極的に参加していくため、被差別当事者の組織化やネットワーク化が重要

◆ 人権意識

- ・ 各々が人権意識を高め積極的に人権問題に取り組むことで、安心できる楽しい社会を築けるよう、他人事でなく自分のことに置き換えて考えていくことが市民の役割
- ・ 市民一人ひとりが当事者であるという認識を持つこと
- ・ 自分が持っている権利に気づき理解すること、他人も同じように権利を持っていることを理解すること
- ・ 公務員や会社の上司や社会的に影響のある立場の人々がしっかりした人権意識を持つことが大切
- ・ 人々の中から差別意識を100%なくすることは不可能であることは自覚すべき

(6) 大阪市の人権行政について、市民が人権の観点からチェックするための仕組みや体制

◆ 透明性、情報公開、意見聴取

- ・ 日常的に人権行政の推進という視点からの市民や団体の意見を吸収するシステムが求められている
- ・ 人権行政にかかわる詳細な事業実績の報告を一般市民が見れるようにホームページ上でオープンする（役所がどこまで対応してくれるのかがわかりにくい） 全面情報公開
- ・ 市民と行政との定期的な意見交換会、ワーキング会議の公開、議事録の公開
- ・ 必ず年間の事業報告を行い、事業の必要性を事業を行う側と管理する側で議論する体制
- ・ 市民からの苦情やその対応について公表する
- ・ 何に対して必要な人権行政なのかを知ることのできる体制づくり
- ・ 身近な児童委員・民生委員、地域内にある人権問題に取り組んでいる施設などを、もっと一般市民に情報公開して利用しやすくする
- ・ 行政で行われていること、税金の使い方などを「わかりやすく」開示、行政の行き過ぎがないよう、プライバシーの侵害がない程度の情報公開
- ・ 住民懇談会や意見交換会を開催し市民の意見を幅広く聞くことが大切
- ・ モニタリング制度の導入を図る
- ・ リーダー役割の委員経験者を除き、多方面から新しい人材を募り、積極的な市民参加を促す、委員会が実質的に民意を反映するような体制が大切
- ・ 同和行政や人権行政の大幅な変更を行う場合、当事者関係者との事前協議を十分に行う

◆ 当事者（民間）参加、地域密着

- ・ 当事者参加型の地域密着型のシステム構築が必要
- ・ 行政窓口でなく、学校に民間の相談員による幅広い相談窓口を置く（経費は行政）
- ・ 小さなセル単位（区役所）の活用が不可欠、人権問題に取り組んでいる企業や団体、当事者、大学教授などで各区ごとに委員会を立ち上げ、年3～4回議論する
- ・ 各区段階で人権行政に関する区民会議を置き、各区での推進の評価検討を協働で行う
- ・ 外部委員だけのチェック機関でなく、当事者（地域住民・施設利用者）も含んだ組織
- ・ 小学校ごとに人権尊重のまちづくり協議会を設置し、広範な市民の参画を得ること
- ・ はぐくみネットや学校評議員会には、人権問題精通者や被差別当事者の参画を確保する
- ・ 個別の人権課題を審議できる機関の設置が、人権施策推進審議会の中に各課題の部会を設置して、当事者も含めた組織の運営が望まれる
- ・ 一般公募、公開抽選で委員を決める
- ・ 人権施策推進審議会への同和地区住民、高齢者、障害者等の当事者の参加
- ・ パブリックコメントだけでなく、関係利用者や当事者との協議を踏まえて施策を進める
- ・ 市民グループのネットワークを作る
- ・ 市民・団体に、大阪市の人権行政にかかるモニタリング制度導入を図る
- ・ 「市民代表者会議」などの常設会議を実施し、常に行政に対するチェック、問題提起、現地視察、対策立案、問題提起というプロセスをくり返さなければならない
- ・ 関係者を含んだ地域住民評価委員会のような全市・地域を一体化した組織が必要
- ・ NPO、ボランティア団体に参加する会員等、人権について関心の高い自治活動家を養成し、行政ニーズを吸い上げ、相互扶助のコミュニティづくりを進める

◆ 評価システム

- ・ 多岐にわたる評価システムの充実と市民の声（要望、苦情等）が把握できる仕組み
- ・ 専門委員による評価委員会議（戦略の明示）
- ・ 評価チェックシートの作成、配布・発信（個人の市民、民間団体、人権団体および地域団体） 回答の結果内容により、検証した上で勧告を発する制度も必要
- ・ 行政自ら中間報告、事後報告（収支決算、事業実績、効果等の評価書）を行い、それを広く検索・閲覧できるようにする、その報告書に対する市民（団体）の意見を参考に、事業について検証する外部の機関が必要
- ・ 特定の人意見にだけ耳を傾けるのではなく、声なき大多数の市民の意見を聞く仕組みや体制をつくること（市議員選挙時に意見箱を設け行政への意見を書いてもらうとか）
- ・ 今回のようなパブリックコメントを求める活動を定期的実施すること
- ・ 電子空間上における人権侵害事象の調査分析チーム
- ・ 人権行政としての施策や事業実施後に効果・効率を点検する評価システムは必要、事業の成果や課題の評価も必要であり、効率性だけでなく人権の視点からの質的評価が必要
- ・ 「人権行政基本方針」の「施策の事業効果についての評価・検証」、推進本部の「各分野の施策の進捗状況などをチェックし、市民に公表」する役割、審議会の「人権行政を推進するためのさまざまな方策について調査・審議する」役割を具体化すべき

◆ 第三者委員会

- ・ 人権行政を推進するにあたりその推進具合をチェックしたり、軌道修正する第三者機関が必要である
- ・ 第三者委員会のようなチェックの仕組みを作る、当事者が参加する第三者委員会
- ・ 市民オンブズマン制度の活用、第三者、市民団体が構成する監査体制
- ・ 人権オンブズマン制度の創設（課題ごとの専門家と、専門性を持った事務局）
- ・ 企業と市民でタッグを組んでチェックする機関を作る
- ・ 第三者委員会等を作っても客観的とは限らない

◆ 市長、議会

- ・ 議会や議員が中心になって人権に関するチェックを行うべき
- ・ 市長や議員など、行政の顔になっている人が人権尊重のモデルになってほしい
- ・ 市長自らももっといろんな場に出て意見を聞くべき
- ・ 市議会（各委員会）の徹底した議会制民主主義の確立のもとでのチェック体制

◆ CSR（企業の社会的責任）の考え方、方法論の組み入れ

- ・ 「人権への配慮」「環境への配慮」「コンプライアンスの確保」「就業形態の多様化」等、行政組織運営そのものを、社会、環境、人間といった側面から見直す
- ・ 地域住民の声を的確に受け止め、それに基づいた政策目標を掲げ、その実行過程を公表し、その評価を踏まえて新たな声を再度受け止めていくというPDCAサイクルの強化

◆ 困難性

- ・ 人権問題をチェックするのは難しい
- ・ 「チェック」というと監視のイメージがある、行き過ぎると人間としての不完全さを認め合うゆとりがなくなるのではないか

(7) その他(自由意見)

◆ 現在の社会状況

- ・ 多様な価値観が存在する現代社会において逆行するかのよう格差が広がっている
- ・ 被差別部落に現れる様々な課題は現代社会の様々な課題と共通している
- ・ 社会的格差が拡大し、地域や人のつながりが希薄になり、人権も含めた地域が抱えている課題はますます複雑化、高度化し、行政だけで解決できる、あるいは解決すべき範囲は狭まっている
- ・ パソコン・携帯電話等ここ10年でIT環境は一変した、学歴構造や高齢化を原因として情報格差が生じている
- ・ 地域コミュニティの弱体化が進み、全区に人権問題が存在している現状

◆ 人権とは、人権問題、人権行政とは

- ・ 日常生活全般の中での人権に広く視点を向けて、福祉、教育、社会保障、特に虐待、過労働、介護、医療、住まいに関する問題等、幅広く捉えることが必要である
- ・ 最大の人権侵害は戦争、最後にまもるべきは最終医療(ターミナルケア) 尊厳死の問題
- ・ 人権意識とは、自己責任をおしつけられ独立している当事者をエンパワメントすることにはじまり、すべての人をつないでいくことではないか
- ・ 憲法が保障する基本的人権は、「国民の不断の努力によって保持、国民はこれを濫用してはならない」となっている
- ・ 国際的人権規範を市民生活の中で実現すること
- ・ 人権問題は大きな問題で、権利を尊重し擁護することは大切だが、権利と同様に義務と責任を市民と考えるべき
- ・ これまでの人権行政の成果や課題を当事者ととともに総括すべき
- ・ 人権問題については長い時間がかかることが多い、単に数字だけで語らないでほしい
- ・ 誰もが安心して暮らせる地域、みんなが生活をともに楽しめる地域づくり
- ・ 人権行政といわれてもむずかしいので、市民行政といったほうがよいのでは
- ・ 人権行政・人権教育・同和行政の概念を明確にすべき
- ・ 憲法論・目的論的視点、対象論的視点、内容論的視点、役割論的視点など、それぞれの役割から人権行政とは何かを整理する
- ・ 大阪市の最重要課題に人権行政の推進を位置づけ、市政全体を人権行政として展開する、人権尊重のまちづくりに積極的にとりくむ
- ・ 大阪市の人権行政の重要な柱に同和行政の推進を明確に位置づける
- ・ これまでの同和・人権行政の正しい評価が必要
- ・ これまでの同和行政の成果を損なうことなく継続発展した人権施策を行うこと
- ・ 財政事情もあるが、お金をかけずできることをし、大阪市の人権水準を下げないように
- ・ 大阪市は人権を心の問題にすり替えており、憲法に保障されている内心の自由を差別だと断定することはまちがいで重大な人権侵害である
- ・ 人権侵害や差別を受けた被害者をどう支えるかを中心に据えなければ人権行政の中心軸がぼける
- ・ 現実に差別事件として取り扱われていない事例(結婚差別、就職差別、入居差別など)が存在している現実を踏まえること

◆ 人権にかかわる各種団体の登録制度

- ・ 人権行政における事業協力の意思やそれぞれが持つノウハウや活動実績等を、団体自らが登録できる制度の創設の提案
（人権相談、人権擁護、人権救済、人権啓発、人権教育等の事業を計画する際、広く公募してほしい、この公募の条件に登録を必要とする）
（人権啓発・教育コーディネーターの養成講座や人権相談における対応の研修会等を市主催で行い、修了者（団体）に対して任意で登録ができるようにする）
- ・ 人権問題で実績のある団体を認定し、よきパートナーシップを組むこと

◆ 行政の責務、役割

- ・ 人権行政を個々の人権問題を解決する施策を含んだトータルなものとして構築すべき
- ・ すべてが行政の責務ではない、行政としての責務の範囲を明確にすべき
- ・ 人権行政の評価基準を明らかにすること
- ・ 憲法を具体的に暮らしに生かすことが行政の役割であり、それ以上でもそれ以下でもない
- ・ 根強いタブーを解消し、特定の人に偏らない公平な人権行政に取り組むべき
- ・ 行政が率先しなくては、市民の協力は得られないと思う
- ・ 大阪市自らが明らかにした部落差別実態の解消に取り組むべき
- ・ 部落差別、それ以外の差別、人権侵害の実態把握システムを構築すべき
- ・ 市が広く共感を得られる主体性を持って、事業の必要性について検証し、取り組むべき
- ・ 市民に人権について求めるとき、権利と同様に義務と責任を市民と考えるべき
- ・ より多くの当事者団体に意見、協力を求めていく必要がある
- ・ 実態を把握して公平に判断する仕組みが必要
- ・ 人権局、教育委員会に「人権教育推進部」、区に「人権行政企画推進課」の設置を
- ・ 総合評価入札制度など積極的な人権行政の仕組みづくりに取り組むべき
- ・ 同和地区の公営・改良住宅の位置づけを明確にし、ふるさとに住み続けられる住宅政策を確立すべき
- ・ 全国に先駆け、社会的差別を禁止する条例を制定すべき
- ・ インターネット上などの差別先導や差別書き込みを取り締まれる条例の策定
- ・ 地域に根づいた区役所の活用が必要
- ・ 申請主義から告知主義へ変えること
- ・ 差別や人権侵害を解消するための被差別当事者と加差別当事者の責任と役割は、行政責任と別に論じられなければならない
- ・ 人間第一（生身の人間の生活をきちんと踏まえる）の姿勢で取り組んでほしい
- ・ 人権侵害に対しては毅然と立ち向かってほしい
- ・ とりわけ困難を抱えている市民の自己実現に役立つ施策（教育の向上、就労の安定）の充実

◆ 官民協働

- ・ 人権問題は行政だけで解決できるものでも民間だけで解決できるものでもない、官民協働して取り組んでいくため、地域での人権にかかわる組織との協働が必要である
- ・ 財政面、知識面の両面で限界が見えており、あらゆる領域で官民協働が迫られているが、それを個々の事業単位の効率化に留めず、持続可能な地域づくりの理念にまで高めることが重要

◆ 透明性

- ・ 今日の人権問題と、行政の対応の方向性を市民に分かりやすく説明し、解決方法を市民に知らせていくことが真の人権行政につながる
- ・ すべての人が納得できるためにも、行われていることがみんなに知らされるよう、ガラス張りの行政であってほしいと心から願う
- ・ 行財政予算が投入される機関・団体の見直しを行い、可能な限り改善を図る必要がある
- ・ 行政予算が投入される事業実施や機関等のメンバー構成時には、可能な限り公募形式を導入すべき
- ・ 成熟した市民を育てるため委員会等の委員になり行政を身近に考えることが大切、有識者と同数の一般市民によって課題の発見と解決にあたればよりよい人権行政につながる

◆ 広がりをもったネットワーク

- ・ 人権団体だけのつながりでは広がりが少ない（他の分野との協働）
- ・ メディアとの連携
- ・ 市民皆が大阪の街を愛し、大切にし、差別のない真の国際都市に大阪を発展させていくため協働していくことが望まれる
- ・ 「仮称・市民協働部（室）」のような行政部局づくり、そこを拠点に、大阪市人権協会やNPOなど、広範な市民団体や当事者団体との意見交換の場、人権救済のためのネットワークを構築すべき

◆ 人権文化センター、青少年会館等の機能

- ・ 人権文化センターが担ってきた同和問題・人権問題解決のためのコアセンター機能を同和地域に限定せず全市に展開し、あらゆる人権問題にも対応できるシステムの構築
- ・ 既存資源（人権文化センターや青少年会館、老人センター、障害者会館等）を、積極的・建設的に有効活用し、人権のまちづくりを支援するための機能を持ったセンターと位置づけ、人権行政のインフラを整備すべき
- ・ 「トモノス」「老人福祉センター」「障害者会館」「青少年会館」「人権文化センター」等を地域の財産として再生活用し、地域住民参加の「施設運営協議会」のもとで運営する
- ・ 人権文化センターを、利用率という貸館の物差しでなく、人権侵害の実態をどれだけ把握しているか、地域住民の自立に向けた取り組みをどれだけしてきたかという点で評価するよう要望する
- ・ 子どもたちのために、青少年会館を残し、元の青少年会館に戻してほしい
- ・ 青少年会館を利用して活動をしてきた、残してほしい
- ・ 高齢者が利用できる施設に比べ、子どもや青少年が利用できる施設は少ない（トモノス、児童館、青少年会館の廃止）青少年会館を子どもたちのために有効利用できる施設にする方策を考えてほしい
- ・ 青少年会館の所管を早急に子ども青少年局に移管してほしい（青少年の社会教育として）

◆ 中学校給食

- ・ 中学校給食は廃止するのではなく、全中学校実施に向けたモデルとして有効活用すべき、財源論もあるが、これからの大阪、日本を担う子どもたちのために英断すべき
- ・ 中学校給食は、「食育」という観点から、市内全域に拡大すべきである
- ・ 中学校の給食を12校から全校に拡大するべき

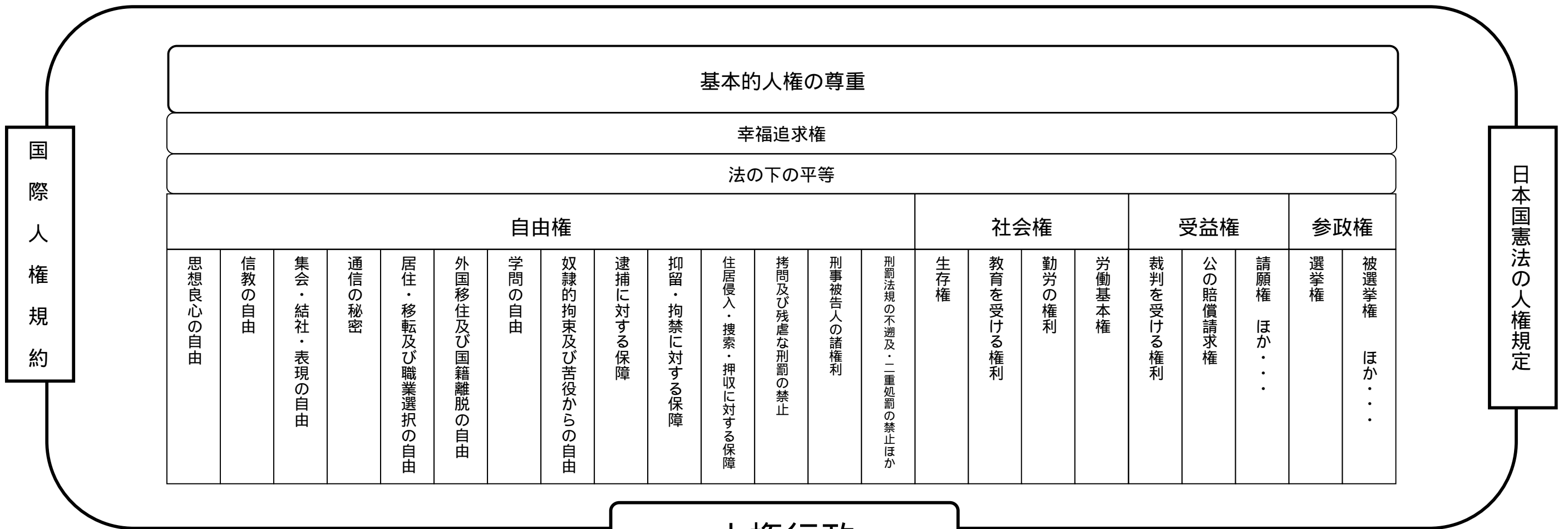
◆ この意見募集の活かし方

- ・ 記入した内容を真摯に検討してほしい
- ・ 意見募集が表面上で終わることなく、広く聞く耳を持ち、真に人権行政のあり方を問い、人権擁護を図れるように願う

◆ その他

- ・ 外国人にかかる焦眉の未解決問題について（現地視察、面談の実現）
- ・ 外登証の提示の強要等、外国人の人権侵害の実態の把握について
- ・ 在住外国人の人権（生活通訳、子どもの就学、母語・母文化保障の取り組み）について
- ・ 発達障害児のための療育機関の設置について
- ・ 同和教育について
- ・ 子どもの人権擁護（学校内のいじめ、不登校等）の活動への支援について
- ・ 大人と子どものふれあいの場
- ・ 働く女性が安心して子育てできるような施設の充実
- ・ 障害者自立支援法の問題と、行政の姿勢について
- ・ 障害者（児）の理解が差別をなくすきっかけ、人間の理解について
- ・ 高齢者、障害者、児童などへの虐待をなくすための取組は、虐待の背景にある社会的問題の解決に取り組むこと
- ・ 社会的弱者（精神知的身体の障害者、高齢者）に対する対応、介護、保障の充実
- ・ IT教育を進めるNPOとして、新しい枠組みでの教育システムの構築を願う
- ・ 「国連グローバル・コンパクト」への大阪市の参加について
- ・ ジェンダー問題の解決について
- ・ 審議会委員の無知と審議会への不信、抗議、解散要求
- ・ 国の「同和対策審議会答申」、「大阪市における今後の同和行政のあり方について（意見具申）」、「大阪市人権行政基本方針」の尊重
- ・ 同和行政の見直しへの抗議と説明責任の要求
- ・ 同和問題の解決に向けた審議会、大阪市人権協会の機能、人権尊重のまちづくりへの支援、相談機能、人権問題顕彰制度、同和教育・人権教育の推進、人権教育研究協議会の活用、ちゃいんどネット、青館連への参加等について
- ・ 人権の総合的なセンターの設置（旧同和地区外）、旧同和地区住民の生活実態調査の実施等について
- ・ 男女共同参画の実現に寄与するクレオ大阪について
- ・ 地域でIT教育を核にしたNPOの意見
- ・ 個別課題ごとの委員会や審議会の設置について
- ・ 民間活力を活かす人権行政について
- ・ 大阪市人権協会とのパートナーシップ、大阪市人権啓発推進協議会のあり方等について
- ・ PTAなどの保護者会活動、はぐくみネットなどの地域教育活動の重要性
- ・ 当事者、教員、教育委員会、専門家、学識経験者などによる人権教育推進のための懇話会の設置
- ・ 人権尊重のまちづくりへの取り組み、同和行政の成果の活用、人権教育企画室の復活、部落解放・人権研究所等への支援、人権教育・啓発推進計画の実施状況の評価等
- ・ 公営住宅行政、被差別部落の「まちづくり」の成果、人権のまちづくり、大阪府の青年自立支援事業との連携、人権保育等について

- ・ 人権教育企画室の廃止の失敗、不登校問題、いじめ対策、困難を抱える子どもの課題、クーラーの小中学校への設置等について
- ・ オピニオンリーダーの育成、団体との連携と支援
- ・ 小学校区単位の地域住民による地域福祉・人権活動の推進について
- ・ 調査が人権侵害につながる事があることは否定できないが、調査をしなかったが為に人権が踏みにじられることも多くある
- ・ 外郭団体の全廃、天下りの全廃
- ・ 大阪府の青少年自立支援事業との連携
- ・ 青少年会館指導員の有効的な活用
- ・ 事業案コンペによる事業の選抜



人権行政

福祉・保健・医療行政	環境行政	都市整備・住宅行政	交通行政	水道行政	文化行政	教育行政	労働行政	消防行政	・・・
------------	------	-----------	------	------	------	------	------	------	-----

区行政

横断的視点	すべての人の人権	男女共同参画	高齢者	子ども	障害のある人	外国籍住民	同和問題	野宿生活者	HIV 感染者等	ハンセン病回復者等	犯罪被害者等

人権行政の横断的視点

人 権 行 政

すべての人の人権

横 断 的 視 点	男女共同参画	高齢者	子ども	障害のある人	外国籍住民	同和問題	野宿生活者	HIV感染者等	ハンセン病回復者等	犯罪被害者等
	福 祉 ・ 保 健 ・ 医 療										
	経 済 ・ 労 働										
	生 活 の 安 全										
	環 境 の 保 全										
	教 育										
	住 ま い										
	交 通 （ 移 動 ）										
	情 報 ・ 通 信 へ の ア ク セ ス										
	政 治 へ の 参 加 ・ 参 画										
	プ ラ イ バ シ ー の 保 護										
	い き が い										
										

人権とは、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障される権利であり、日本国憲法はもとより、国際的人権基準に沿った人権の擁護と促進は大阪市の責務であることを正しく認識し、人権尊重を基本として、人権の視点がすべての施策に貫かれる行政運営を行う必要がある。人権行政は総合行政であり、横断的な視点に立って、人権課題の解決に向け方策を検討するとともに、新たに生じてくる人権課題について、各局・各区が連携して迅速・適切な対応を図るべきである。

施策の是正・改善勧告にかかる制度の参考資料

この資料は、答申における「審議会の充実・強化と施策の是正・改善勧告にかかる制度の構築」を検討するにあたり、参考資料として、諸外国並びに他の地方自治体において導入されているオンブズマン制度に関するものを簡潔にとりまとめたものです。

本資料は、「『人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度』に関する基礎的資料（衆憲資第42号、平成16年3月、衆議院憲法調査会事務局）」、「『議会オンブズマンその他の行政に対するチェックの仕組み』に関する基礎的資料（衆憲資第57号、平成16年10月、衆議院憲法調査会事務局）」を基に作成しました。

オンブズマンの意義

1 オンブズマンとは

オンブズマン（Ombudsman）とは、スウェーデン語で、「代理人」を意味するとされ、1809年にスウェーデンにおいて設置されたのがその最初であるとされる。

オンブズマン制度は議会などが任命した公正な第三者が、『独立』に行政機関を外部より監視し、行政機関や公務員の行為によって国民の権利・利益が侵害された場合に、その事実の有無を調査して、侵害の事実があったときには、その救済措置を行政機関に勧告して、簡易・迅速に国民の権利・利益の保護を図るものとして発達している。

オンブズマンは、「当初、行政を監視する『議会の代理人』という意味で用いられたが、他国へ伝播されていく過程において、むしろ『国民の代理人』としての性格を強く帯びるようになっていった」とされる。

2 オンブズマンの基本的特徴

(1) 目的

憲法や法律にもとづいて、国や州などによって設けられた「公的制度」であり、誤った行政権の行使から国民の権利・利益を保護するとともに、行政権の行使を監視すること

(2) 任命及び任期

議会や行政府の長などによって任命され、1人または2～4人程度であり、任期は4～6年で、再任だけ認められる場合が多い。

(3) 調査の開始

苦情申立人からの申立てに基づき、調査を始めるが、職権による調査権が認められている場合も多い。

(4) 単独制・合議制

案件の処理は、単独制によるのが通常であり、オーストリアでは合議制をとるが、分担する分野の案件の処理は単独で行う。

(5) 事務局スタッフ

オンブズマンは事務局を持ち、事務局のスタッフがオンブズマンの活動を助けるが、国や自治体の規模によって、40～100人程度の人員が事務局に属している。

3 オンブズマンの権能及び義務

(1) 独立性

オンブズマンの活動には「独立性」が保障される。すなわち、「オンブズマンは、任命権者（議会や行政府の長）から独立の地位をもち、心身の故障・職務上の義務違反・オンブズマンにふさわしくない非行以外で解職されることはない。また、行政権からも影響を受けることはない。」とされる。

(2) 調査権限と守秘義務

業務の遂行について十分な予算を与えられるとともに、強力な調査権限が認められている。また、公的機関の持っているあらゆる情報を閲覧することができるが、辞職のあとまで職務上の秘密を漏らしてはいけないという守秘義務を負う。もちろん資料を閲覧するだけでなく、実地調査をし、決定のプロセスをも調べる権限を持つ。

(3) 勧告権限と議会への報告

調査の結果を明らかにし、苦情の申立てを認めるときには、自らの見解を述べ、必要があるときには、苦情申立人に対する救済措置などについて、行政機関に対し勧告を行う。また、合法かどうかだけでなく、公平・公正であるかをも審査し、行政の監視だけでなく、現行制度を改善するよう勧告する。

さらに、職権で調査に乗り出すことができる点にも、オンブズマンの特質がある。なお、その活動は、毎年の『年次報告書』によって議会などに報告される。

4 オンブズマンの類型

(1) 設置主体による分類

公的オンブズマン - 国や地方公共団体など公的機関によって設置

ア 国政オンブズマン

イ 地方オンブズマン

私的オンブズマン - 私人あるいは私的団体によって設置

(2) 管轄対象による分類

一般オンブズマン - 行政府の行政活動一般を対象とする

特殊オンブズマン - 個別の行政領域における活動を対照とする

(3) 目的・機能による分類

オンブズマンを必要とした要因から見た分類

ア 議会型オンブズマン - 政治的要因から行政監察を本来の機能とし、国会ないし議会におかれるもの

イ 行政救済型オンブズマン - 法的要因に応える行政統制の機能に着目した分類

ウ 苦情処理型オンブズマン - 社会的要因に応え国民からの苦情を処理する機能
純粋に機能のみに着目した分類

ア 苦情処理型オンブズマン - 苦情処理機能のみを有するもの

イ 行政監視型オンブズマン - 行政監視機能のみを有するもの

ウ 苦情処理・行政監視型オンブズマン - 双方の機能を併有するもの

(4) 設置対象による分類

議会型（立法府型）オンブズマン

行政型（行政府型）オンブズマン

地方公共団体におけるオンブズマン制度の導入

1 地方公共団体におけるオンブズマン制度の導入状況について

地方公共団体におけるオンブズマン制度導入の推移は以下のとおりであり、2001 年現在、約 30 自治体が行政全般又は特殊を含めてオンブズマン制度を設けているとされる。

1990 年	東京都中野区が福祉サービス苦情調整委員制度発足 神奈川県川崎市が市民オンブズマン任命
1992 年	長崎県諫早市が市政参与委員制度導入
1993 年	新潟市が行政評価委員会制度導入 埼玉県鴻巣市がオンブズマン制度運用開始
1995 年	沖縄県が行政オンブズマン制度導入 愛知県西尾市が行政評価委員会発足
1996 年	秋田県が県民行政相談委員を任命 神奈川県藤沢市がオンブズマン制度運用開始 宮城県が県政オンブズマン制度導入 東京都世田谷区が保健福祉サービス苦情審査会発足
1997 年	長崎県諫早市が市政参与委員制度廃止 高知県が行政オンブズマン制度運用開始 東京都三鷹市が福祉オンブズマン制度を導入
1999 年	北海道が苦情審査委員を任命
2000 年	大阪府枚方市、吹田市が福祉保健サービス苦情調整委員制度を発足 東京都多摩市が福祉オンブズマンを任命
2001 年	札幌市がオンブズマンを任命 埼玉県美里町がオンブズマン制度運用開始

2 地方オンブズマン制度の課題

地方オンブズマンは、すべて行政府型として設置されている。行政府型として設置していることについては、川崎市市民オンブズマンハンドブックによれば、「現行の地方自治法上、議会の附属機関としては議会事務局の設置しか認められておらず、議会の調査権をオンブズマンなどの特定の役職や機関に委任することは予定されていないため、執行部に設置するほうが法律上難点が少ない」とされているところである。

その他の地方オンブズマン制度の課題としては、次のような事項が指摘されている。

論点	内容
資格	法律の専門家に限定するか。
人数	何名が適切か。人口規模、政治、行政、司法制度、国民性及び既存の類似制度等の要素に配慮する必要あり。多ければ、多数の苦情の処理が可能だが、可視性が低くなり、責任も分散する。
任期	海外には、1年から10年まで例があり。
名称	オンブズマンが広く使用。一部ではオンブズパーソン。
調査期限	事案に関連する文書及び記録、内部資料などを含むすべての情報にアクセスする権限が認められるか。 苦情を受けた場合のみならず、自らのイニシアティブで調査できる権限が認められるか。
スタッフ組織	行政機関からの出向職員ではなく、中立的独立機関として独自の採用計画により職員を採用するか。外部から専門調査委員を置くか。
事務局の場所	行政部の建物から独立した場所か。

我が国におけるオンブズマンの必要性と制度化上の論点

1 オンブズマンの導入に積極的な意見

(1) オンブズマン導入の必要性

オンブズマンの役割として公務員の「意識改革」に資することが望まれ、それがオンブズマンの任務である「権利の救済」、「行政の監視」及び「行政の改善」につながるとする。

(2) 導入の必要性の背景や権限・組織

オンブズマンの導入が求められる背景については、伝統的な政治システムにおいては議会による官僚機構の監視・統制装置が機能していたが、政府組織の大規模化と専門化等により、議会の力が相対的に低下し、この伝統的行政統制装置が機能しなくなったとする意見がある。

また、わが国の行政訴訟について、諸外国と比較しても事件数が少なく、市民が、行政処分を対象として行政不服審査・取消訴訟を起こしても、訴えの利益（不服申立ての利益）、処分性がないこと等により、いわゆる「門前払い」をされる場合が多い。このような行政争訟による救済の低さを補い、市民の苦情、不満を取り上げる窓口としての機能をオンブズマンは持ちうる、との指摘がある。

オンブズマンの権限としては、国民・住民の代表から代理権を与えられることが必要であり、組織としては、独立性という見地から、国の例でいえば、会計検査院のような地位に置くということも考えられるとされる。

2 オンブズマンの導入に消極的な意見

オンブズマンの導入にあたっては、既存の制度の活用がまず求められるべきであるとし、その導入に消極的な意見もある。

例えば、日本の行政相談委員制度やこれを補強する行政苦情救済推進会議について、これらの機関が日本型オンブズマンとして機能し、実績を積み上げてきているので、当分の間はこれらの仕組みを生かして運用を重ね、必要があれば所要の手直しをして活用するのが賢明であると指摘する意見がある。

3 一般オンブズマンに否定的、特殊オンブズマンに肯定的な意見

一般オンブズマンの導入には否定的であるが、特殊オンブズマンに肯定的な意見がある。例えば、行政相談委員制度が、「来る者を拒まず」というような市民からのアクセスのよさを持っていること、行政相談に基づく行政評価局の斡旋のほとんどが受け入れられている我が国の状況などから、一般オンブズマン制度を導入する必要性が乏しいとする。

その一方で、行政相談委員が専門的な知見をもっているわけではないため、専門的な対応を求める相談に対応できるよう、分野を限ったオンブズマン、例えば、児童オンブズマン、消費者オンブズマンといった特殊オンブズマンの導入が考えられるとする。

ただし、そうした分野には既に各種相談制度があることから、民間人による調査権では対応できない、警察、刑務所、報道、大学、データ保護などの分野が、今後オンブズマンによる対応が可能な分野として想定されるとする。

また、いま求められるオンブズマンの形として、個別分野でのオンブズマンの仕組みが進んでいることから、個別分野でオンブズマンの仕組みづくり等と既設の仕組みの必要に応じての改善が推進されることが望ましいとする意見がある。

4 制度化上の問題点

(1) オンブズマンの設置に憲法上の根拠が必要か。

比較法的にみても、会計検査院は必ずしも憲法上の機関とは限らないことから、会計検査院と同様の独立性を持つオンブズマンを法律により設置することも可能であるとする意見がある。

(2) オンブズマン設置について、憲法上の根拠によることが望ましいか。

オンブズマンの理念は、国民に代わって、その苦情を管轄行政当局に伝え、しかるべき処置を求めるということである。そのためにはしかるべき権力が与えられていなければならないから、理想をいえば、オンブズマンは、国のレベルでは法律ができれば憲法にも、その権力を行使する根拠規定があることが望ましいとの意見がある。

また、会計検査院との対比から、独立機関としてのオンブズマンを設置する場合、憲法上の根拠が必要かという問題が生じうる。この点、憲法改正により設置することが望ましいとの意見がある。

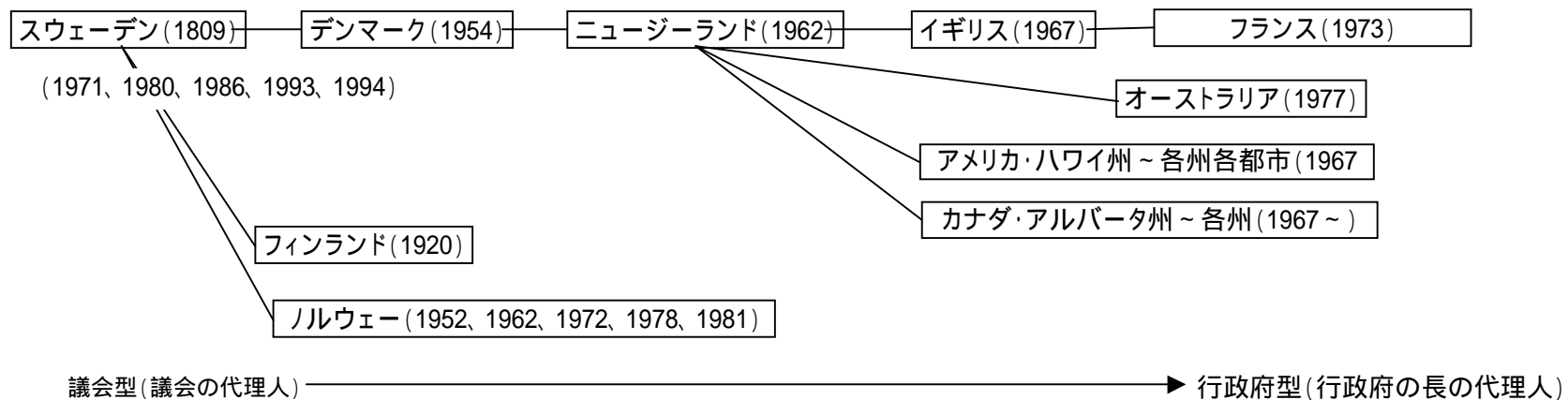
(3) 議会型オンブズマンと行政府型オンブズマン

行政に対する苦情処理と行政監視というオンブズマンの目的からすれば、やはり外部的統制システムとして位置付けられる議会型オンブズマンが最もふさわしいとする意見がある。

また、行政統制は、国民の代表から構成される国会の重要な任務の一つであり、この行政統制を強化する手段として、国民が行政機関から被った不利益を救済する「護民官」として機能する中立的第三者機関である立法オンブズマンのほうが適しており、したがって、オンブズマンの機能は、行政権に属すると考えるよりも議会の監視権に属すると考えるのが適当である、との意見がある。

公的オンブズマン制度の形態

	日本のオンブズマン制度		諸外国のオンブズマン制度	
レベル	(国)	(行政相談制度/行政苦情救済推進会議)	国(EU、連邦含む)	北欧はじめ全世界
	県・道・区(都)・市	オンブズマン、苦情審査委員、行政評価委員等	州・地域・地方・市	カナダ、アメリカはじめ全世界
対象	一般(行政全般)	川崎市、新潟市、沖縄県、宮城県、北海道、札幌市等	一般(行政全般)	(100~120カ国)
	特殊(特定の行政分野)	福祉、子どもの人権、女性政策、人権	特殊(特定の行政分野)	消費者、子ども、医療、警察、高齢者、人権、情報、大学等
設置機関	(議会型)	(参議院、衆議院の行政監視委員会)	国会(議会)型	スウェーデン、イギリスなど多数
	行政府型	これまでの先行地方自治体	行政府型	フランス、オーストラリア、韓国、アメリカの多くの州等
根拠	憲法		憲法	スウェーデン、フィンランド、デンマーク、メキシコ等
	法律		法律(オンブズマン法等)	ニュージーランド、イギリス、オーストラリア等
	条例	川崎市、中野区、川西市、北海道、札幌市等		
	要綱	新潟市、沖縄県、宮城県、横浜市、伊丹市等		
法的性格	地方自治法に基づく附属機関	川崎市、中野区、藤沢市、札幌市等		
	地方自治法に基づく補助機関	沖縄県、北海道等		
	市長の私的諮問機関等補助機関	新潟市、川崎市、伊丹市等		
任命方法	議会が任命		国会(議会)が任命	北欧はじめ多数
	首長が議会の同意により任命	川崎市、藤沢市、札幌市等	首長が議会の同意(推薦)により任命	ニュージーランド、アメリカの多くの州や市など
	首長による委嘱	沖縄県、宮城県、中野区、伊丹市、北海道等	国王、首長が任命	イギリス、オーストラリア、フランスなど
任期	1年(再任可)	秋田県		
	2年(再任1期に限り可)	宮城県、沖縄県、札幌市など多数	年齢	デンマーク(~70歳)、イギリス(~65歳)
	3年(再任1期に限り可)	川崎市など		
			4年	スウェーデン(JO)、ノルウェー
			5年以上	ニュージーランド(5年)、アメリカ・カナダの一部の州(6年)など
定数	1人		1人	デンマーク、イギリス、ノルウェー、オーストラリアなど大多数
	2人	川崎市、宮城県、沖縄県、北海道など多数	2人	ニュージーランド
	3人	新潟市、札幌市、川西市など多数	3人	オーストリア
	4人	中野区(福祉サービス)	4人	スウェーデン(JO)
	5人	世田谷区(保健福祉サービス)		
	9人	横浜市(福祉、うち市民代表2人)		
自己発意	有(自己発意に基づく調査権)	川崎市、川西市、伊丹市、札幌市など	有(職権調査)	スウェーデン(JO)、デンマーク、ニュージーランドなど大多数
	無	宮城県、沖縄県、北海道、横浜市など	無	イギリス、フランス
名称	(行政監察局)	(国際オンブズマン協会による「世界オンブズマン一覧」に掲載)	オンブズマン	スウェーデンなど多数
	市民オンブズマン	川崎市	議会オンブズマン	デンマークなど
	オンブズマン	沖縄県、宮城県、藤沢市、札幌市など多数	オンブッド	ノルウェーの一部
	オンブズパーソン	川西市、御殿場市、府中市、川崎市(人権)	コミッショナー	イギリス(公的・民間部門にオンブズマン)カナダなど
	オンブード	伊丹市	国会コミッショナー	ニュージーランドなど
	苦情調整委員	中野区	調停官	フランス(メディアトゥール)
	苦情調査委員	北海道	市民補佐官	アメリカ・アイオワ州(シティズンズエイド)
	行政評価委員会	新潟市、西尾市	パブリックカウンセル	アメリカ・ネブラスカ州
	福祉調整委員会	横浜市	護民官	オーストリア・スペイン
	県民行政相談員	秋田県		



参考文献

- * 篠原一・林屋礼二編『公的オンブズマン - 自治体行政への導入と活動 -』信山社 1999年
- * 宇都宮深志『構成と公開の行政学 - オンブズマン制度と情報公開の新たな展開 -』三嶺書房 2001年
- * 林屋礼二『オンブズマン制度』岩波書店 2002年
- * 衆議院憲法調査会事務局『衆議院憲法調査会事務局 2004年3月』
- * 衆議院憲法調査会事務局『衆議院憲法調査会事務局 2004年10月』
- * 川崎市ホームページ「川崎市市民オンブズマン、川崎市人権オンブズパーソン」

諮 問 書

大市民第1137号

平成18年12月1日

大阪市人権施策推進審議会

会長 中川 喜代子様

大阪市長 關 淳一

今後の人権行政のあり方について（諮問）

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、時代に即した実効性のある施策を進めるため、大阪市人権尊重の社会づくり条例第5条第1項の規定に基づき、今後の人権行政のあり方について、貴審議会に諮問いたします。

諮問趣旨

近年我が国におきましては、国際化、情報化、科学技術の発展、都市化、高齢・少子化や経済構造の変化など、社会状況が大きく変化し、それに伴い、生活の場である家庭や地域社会においても、核家族化の進行、生活様式の多様化や人間関係の希薄化などの傾向が見受けられるところです。

本市におきましては、「大阪市人権行政基本方針」を策定し、人権尊重を基本として総合的な人権行政を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現をめざして、生きがいのある人生を創造できる社会を実現するため、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、様々な取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、昨今の社会状況の変化を背景として、本市においても、高齢者虐待、児童虐待、いじめ、ドメスティック・バイオレンスなど深刻な人権侵害が生起しており、また、未だに、結婚や就職などに際して、差別意識が残っていると危惧される事件なども生じています。

このような状況にかんがみ、本市の人権課題の現状やこれまでの取り組みを踏まえ、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、時代に即した実効性のある施策を積極的に推進する必要があります。

市民と行政が協働し、心豊かで、生きがいのあるまちづくりをめざして、本市人権行政が21世紀に誇れるものとなるよう、今後の人権行政のあり方について諮問いたします。

大阪市人権施策推進審議会委員・専門委員名簿

(50音順 敬称略)

会 長	中川喜代子	奈良教育大学名誉教授
会長代理	桂 正 孝	宝塚造形芸術大学教授
委 員	青江達夫	大阪市会議員
”	石田法子	弁護士
”	伊藤みどり	関西生命線代表
”	柏木 宏	大阪市立大学大学院教授
”	金 喜 朝	弁護士
”	斉藤弥生	大阪大学大学院准教授
”	白石 理	元国際連合人権高等弁務官事務所人権担当官
”	多賀谷俊史	大阪市会議員
”	友田 尋 子	甲南女子大学教授
”	松田 力	大阪市会議員
”	三田 優 子	大阪府立大学准教授
”	村上正直	大阪大学大学院教授
”	米澤 広 一	大阪市立大学大学院教授
専門委員	阿久澤麻理子	兵庫県立大学准教授
”	島 和 博	大阪市立大学大学院教授
”	竹村安子	大阪NPOセンター理事

今後の人権行政のあり方検討部会名簿

(50音順 敬称略)

部会長	桂 正 孝	宝塚造形芸術大学教授
副部会長	白 石 理	元国際連合人権高等弁務官事務所人権担当官
副部会長	中川喜代子	奈良教育大学名誉教授
委員	石 田 法 子	弁護士
〃	柏 木 宏	大阪市立大学大学院教授
〃	金 喜 朝	弁護士
〃	友 田 尋 子	甲南女子大学教授
〃	三 田 優 子	大阪府立大学准教授
専門委員	阿久澤麻理子	兵庫県立大学准教授
〃	島 和 博	大阪市立大学大学院教授
〃	竹 村 安 子	大阪NPOセンター理事

「今後の人権行政のあり方」答申起草委員会名簿

(50音順 敬称略)

委員	石 田 法 子	弁護士
〃	柏 木 宏	大阪市立大学大学院教授
〃	桂 正 孝	宝塚造形芸術大学教授
〃	白 石 理	元国際連合人権高等弁務官事務所人権担当官
〃	中川喜代子	奈良教育大学名誉教授

審 議 経 過

	開催日	審 議 内 容
第13回人権施策推進審議会	平成18年12月1日	諮問 「今後の人権行政のあり方について」
第1回 今後の人権行政のあり方検討部会	平成19年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会長の指名について ・ 今後の進め方について ・ 本市の人権状況について 男女共同参画（女性）をめぐる課題 高齢者をめぐる課題 障害のある人をめぐる課題 ・ その他
第2回 今後の人権行政のあり方検討部会	平成19年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進め方について ・ 本市の人権状況について 子どもをめぐる課題 野宿生活者をめぐる課題 ハンセン病回復者をめぐる課題 HIV感染者・エイズ患者をめぐる課題 ・ その他
第3回 今後の人権行政のあり方検討部会	平成19年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進め方について ・ 本市の人権状況について 同和問題 外国籍住民をめぐる課題 ・ その他
第4回 今後の人権行政のあり方検討部会	平成19年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進め方について ・ その他
第14回人権施策推進審議会	平成19年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の人権行政のあり方検討部会 検討経過について（報告） ・ その他
第5回 今後の人権行政のあり方検討部会	平成19年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見募集について 意見募集項目 各団体等への送付文 意見募集团体 意見募集の進め方及びスケジュール ・ その他

	開催日	審議内容
第6回 今後の人権行政のあり方検討部会	平成19年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> 意見募集について 各団体等への送付文 意見募集項目案 送付先 HP掲載、プレス等 市政モニター等 その他 答申作成に向けたフレームワーク
第7回 今後の人権行政のあり方検討部会	平成19年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> 答申作成に向けたフレームワーク その他 意見募集についての経過報告
第8回 今後の人権行政のあり方検討部会	平成19年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> 答申作成に向けたフレームワーク 意見の分析及び今後のスケジュールについて
第9回 今後の人権行政のあり方検討部会	平成19年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> 意見募集についての経過報告 答申の構成案について その他
第10回 今後の人権行政のあり方検討部会	平成19年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> 意見募集についての経過報告 答申の構成案について その他
第11回 今後の人権行政のあり方検討部会	平成19年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> 答申の骨子案について その他
第15回人権施策推進審議会	平成19年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> 「今後の人権行政のあり方について」 答申の骨子(案)について その他
第1回 「今後の人権行政のあり方」答申 起草委員会	平成19年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> 今後の進め方について 答申草案作成について その他
第2回 「今後の人権行政のあり方」答申 起草委員会	平成19年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> 答申草案作成について 答申資料について その他
第3回 「今後の人権行政のあり方」答申 起草委員会	平成19年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> 「今後の人権行政のあり方について」 (答申案)について 答申資料について その他
第16回人権施策推進審議会	平成19年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> 「今後の人権行政のあり方について」 (答申案)について その他